

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）第6条の規定により、岩手県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

令和8年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

人事行政の運営等の状況の公表

目次

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び人数の状況

（1） 任免の状況

（2） 人数の状況

2 職員の人事評価の状況

3 職員の給与の状況

（1） 人件費の状況

（2） 職員給与費の状況

（3） 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

（4） 職員の初任給の状況

（5） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（6） 一般行政職の級別職員数の状況

（7） 昇給期間短縮の状況

（8） 給与水準の状況

（9） 職員の手当の状況

（10） 特別職の報酬等の状況

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1） 勤務時間の状況

（2） 休憩時間の状況

（3） 週休日・休日の状況

（4） 休暇の状況

5 職員の休業の状況

（1） 休業の状況

（2） 部分休業の状況

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1） 分限制度の概要及び処分の状況

（2） 懲戒制度の概要及び処分の状況

7 職員のサービスの状況

8 職員の退職管理の状況

9 職員の研修の状況

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1） 安全衛生管理の状況

（2） 職員の健康管理の状況

（3） 職員互助団体への補助の状況

(4) 利益の保護の状況

第2 岩手県人事委員会からの令和7年度における業務の状況の報告

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

(2) 選考の状況

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 報告の状況

(2) 勧告の状況

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

5 職員からの苦情相談の状況

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び人数の状況

(1) 任免の状況

ア 一般職の職員等の採用

(ア) 一般職の職員等の採用

令和7年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
新規採用	1,001	203	102	351	3	342
新規再任用	426	66	23	261	15	61

注 新規採用には、国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

(イ) 一般職の職員等の離職

令和7年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分		合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医 療 職 そ の 他 の 職
離職	定年退職	331	55	17	209	2	48
	その他	968	159	75	409	4	321
再任用の満了		228	40	8	143	11	26

注 定年退職には、定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した場合を含みます。

イ 会計年度任用職員

(ア) 会計年度任用職員の任用

令和7年度に新たに任用された地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般事務職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
新規任用	1,463	760	0	1	335	367

(イ) 会計年度任用職員の離職

令和7年度に離職した第2号会計年度任用職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分		合 計	一般事務職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
離職	任期満了	1,421	744	0	1	323	353
	その他	42	16	0	0	12	14

(2) 人数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和8年	令和7年		
一般行政部門	議会	33	33	—	
	総務	837	828	9	冬季国スポ推進及び市町村デジタル支援に係る体制強化による増
	税務	172	180	▲8	県税部門の集約に伴う減
	民生	358	351	7	
	衛生	519	510	9	環境保全部門（野生生物対策）の強化による増
	労働	142	140	2	
	農林水産	1,315	1,316	▲1	
	商工	165	171	▲6	産業部門の集約に伴う減
	土木	676	681	▲5	
	小 計	4,217	4,210	7	
特別行政部門	教育	11,158	11,231	▲73	児童数の減に伴う学校の新設・廃止による減
	警察	2,423	2,438	▲15	
	小 計	13,581	13,669	▲88	
公営企業等会計部門	病院	5,213	5,231	▲18	患者数の減少に伴う業務の見直しによる減
	その他	176	176	—	
	小 計	5,389	5,407	▲18	
合 計		23,187 (26,506)	23,286 (26,506)	▲99	

注 括弧内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況

(ア) 一般職の職員（技能労務職を含む。）

(令和8年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 123	人 1,132	人 2,264	人 2,137	人 1,995	人 1,749	人 1,685	人 2,129	人 2,483	人 2,895	人 2,844	人 1,751	人 23,187

(イ) 第2号会計年度任用職員

(令和8年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 7	人 115	人 48	人 64	人 73	人 134	人 142	人 180	人 140	人 114	人 192	人 1,209

2 職員の人事評価の状況

県では、職員の能力・実績に基づいた人事管理による職員育成及び業務推進支援のため、平成18年度から人事評価制度を順次導入し、平成20年度までに全ての任命権者で導入しました。

(1) 知事部局

制度の基本的な考え方	「職員育成」と「業務推進支援」を基本とし、「職員個人の努力」と「組織目標への貢献」に着目し、制度の透明性及び職員の納得性を高めて実施しています。
対象職員	特別職非常勤職員を除く全職員を対象としています。
評価の方法	評価者と被評価者の定期的な面談に加え、日常の業務遂行における評価者と被評価者との対話等を踏まえ、被評価者の自己申告を受けた上で実施しています。評価は複数の上司により一次評価及び二次評価の2段階の評価を行い、二者の合議により評価結果を決定します。
評価結果の活用	常勤職員に係る評価結果は、昇給評価及び勤勉手当の成績率に反映させるとともに、人材育成及び職員の個々の能力を考慮した人事配置に活用しています。 会計年度任用職員に係る評価結果は、再度の任用（会計年度の末日までの任期終了後、公募を行わず当該職員を同一の職について引き続き次の会計年度において任用することをいう。）を行う場合の判定に活用されます。

(2) 教育委員会

制度の基本的な考え方	「職員育成」と「業務推進支援」を基本とし、「職員個人の努力」と「組織目標への貢献」に着目し、制度の透明性及び職員の納得性を高めて実施しています。
対象職員	特別職非常勤職員を除く全職員を対象としています。
評価の方法	評価者と被評価者の定期的な面談に加え、日常の業務遂行における評価者と被評価者との対話等を踏まえ、被評価者の自己申告を受けた上で実施しています。評価は複数の上司により一次評価及び二次評価の2段階の評価を行い、二者の合議により評価結果を決定します。
評価結果の活用	常勤職員に係る評価結果は、昇給評価及び勤勉手当の成績率に反映させるとともに、人材育成及び職員の個々の能力を考慮した人事配置に活用しています。 会計年度任用職員に係る評価結果は、再度の任用（会計年度の末日までの任期終了後、公募を行わず当該職員を同一の職について引き続き次の会計年度において任用することをいう。）を行う場合の判定に活用されます。

(3) 警察本部

制度の基本的な考え方	職員の能力・実績に基づく人事管理の徹底と組織全体の士気高揚、公務能率の向上を目的として実施しています。
対象職員	特別職非常勤職員を除く全職員を対象としています。
評価の方法	評価者と被評価者の面談に加え、被評価者の自己申告を受けた上で実施しています。評価は複数の上司によって行い、一次評価及び二次評価をした上で、調整者が同評価に不均衡がな

	いように調整し評価結果を決定します。
評価結果の活用	<p>常勤職員に係る評価結果は、被評価者の人事配置、昇任、昇給等、人事管理の基礎として活用しています。</p> <p>会計年度任用職員に係る評価結果は、再度の任用（会計年度の末日までの任期終了後、公募を行わず当該職員を同一の職について引き続き次の会計年度において任用することをいう。）を行う場合の判定に活用されます。</p>

3 職員の給与の状況

県では、厳しい県財政等を踏まえ、平成31年3月まで職員給与費を抑制する特例措置を実施しました。具体的には次表のとおりです。

	抑制措置	対 象	内 容
特別職	給料月額の減額	知 事	<p>平成17年4月～同年7月 50%減額</p> <p>平成17年8月～平成20年3月 15%減額</p> <p>平成20年4月～平成23年3月 20%減額</p> <p>平成23年4月～平成25年6月 15%減額</p> <p>平成25年7月～平成26年3月 20%減額</p> <p>平成26年4月～平成28年3月 15%減額</p> <p>平成28年4月～平成29年3月 10%減額</p> <p>平成29年4月～平成31年3月 5%減額</p>
		副知事	<p>平成17年4月～同年6月 20%減額</p> <p>平成17年7月～平成20年3月 10%減額</p> <p>平成20年4月～平成23年3月 15%減額</p> <p>平成23年4月～平成25年6月 10%減額</p> <p>平成25年7月～平成26年3月 15%減額</p> <p>平成26年4月～平成28年3月 10%減額</p> <p>平成28年4月～平成29年3月 5%減額</p> <p>平成29年4月～平成31年3月 3%減額</p>
		教育長	<p>平成28年4月～平成29年3月 3%減額</p> <p>平成29年4月～平成31年3月 2%減額</p>
一般職	給料月額の減額	部長・副部長級	<p>平成20年4月～平成23年3月 6%減額</p> <p>平成25年7月～平成26年3月 9.4%減額</p>
		総括課長級	<p>平成20年4月～平成23年3月 4%減額</p> <p>平成25年7月～平成26年3月 9.4%減額</p>
		上記以外 （主査級以上） （一般級）	<p>平成20年4月～平成23年3月 2%減額</p> <p>平成25年7月～平成26年3月 7.4%減額</p> <p>平成25年7月～平成26年3月 4.4%減額</p>
	給料の特別調整額（管理職手当）の減額	部長級	<p>平成17年4月～平成20年3月 25%減額</p> <p>平成20年4月～平成23年3月 15%減額</p> <p>平成23年4月～平成25年6月 25%減額</p> <p>平成25年7月～平成26年3月 15%減額</p> <p>平成26年4月～平成27年3月 25%減額</p>

			平成27年4月～平成28年3月	15%減額
			平成28年4月～平成29年3月	10%減額
			平成29年4月～平成31年3月	5%減額
		副部長級	平成17年4月～平成20年3月	25%減額
			平成20年4月～平成23年3月	10%減額
			平成23年4月～平成25年6月	25%減額
			平成25年7月～平成26年3月	15%減額
			平成26年4月～平成27年3月	25%減額
			平成27年4月～平成28年3月	15%減額
			平成28年4月～平成29年3月	10%減額
			平成29年4月～平成31年3月	5%減額
		総括課長級	平成17年4月～平成20年3月	15%減額
			平成20年4月～平成23年3月	5%減額
			平成23年4月～平成25年6月	15%減額
			平成25年7月～平成26年3月	10%減額
			平成26年4月～平成27年3月	15%減額
			平成27年4月～平成28年3月	10%減額
			平成28年4月～平成29年3月	5%減額
			平成29年4月～平成31年3月	3%減額

(1) 人件費の状況

ア 県の常勤職員は、知事等の特別職の職員と一般職の職員とに区分されています。令和7年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は、1,725億8,228万8千円で、県の歳出総額の22.9パーセントです。

(普通会計決算見込額)

区 分	住民基本台帳人口 (令和8年1月)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件 費率
令和7年度	人 1,136,186	千円 753,031,322	千円 9,589,130	千円 172,582,288	% 22.9	% 23.4

注 人件費には、知事等の特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

イ 令和7年度中に第2号会計年度任用職員に支払われた人件費の総額は、20億9,581万円で、県の歳出総額の0.3パーセントです。

(普通会計決算見込額)

区 分	住民基本台帳人口 (令和8年1月)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件 費率
令和7年度	人 1,136,186	千円 753,031,322	千円 9,589,130	千円 2,095,810	% 0.3	% 0.3

注 人件費には第2号会計年度任用職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況

ア 令和８年度の一般職の職員18,406人の給与費の予算額は、1,290億1,423万円で、１人当たりの給与費は、約701万円で
す。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和８年度	人 18,406	千円 80,406,566	千円 15,361,946	千円 33,245,718	千円 129,014,230	千円 7,009

注１ 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

２ 給与費は、当初予算に計上された額です。

イ 令和８年度の会計年度任用職員3,098人の給与費の予算額は、68億70万１千円で、１人当たりの給与費は、約220万円で
す。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和８年度	人 3,098	千円 5,089,607	千円 129,093	千円 1,582,001	千円 6,800,701	千円 2,195

注１ 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

２ 職員数には、地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる職員（以下「第１号会計年度任用職員」という。）も
含みます。

３ 給与費は、当初予算に計上された額であり、第１号会計年度任用職員も含みます。

（３） 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職、警察職、高等学校教育職、小・中学校教育職及び技能労務職の職員の平均給料月額等は次のとおりです。

（令和８年４月１日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	円 341,429	円 414,970	歳 月 42 6
警察職	350,968	437,941	38 10
高等学校教育職	427,314	475,061	47 4
小・中学校教育職	411,782	455,664	45 6
技能労務職	313,923	347,681	51 3

注１ 「平均給料月額」とは、令和８年４月１日現在におけるそれぞれの職種ごとの職員の基本給の平均です。

２ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当（
期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。）の額を合計したものです。

３ これらの額は、令和８年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

（４） 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給の給料月額は、次のとおりです。

（令和８年４月１日現在）

区 分		岩手県	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	円 239,300	円 （総合職）242,000 （一般職）232,000

	高校卒	208,000	200,300
警察職	高校卒	241,500	230,400
高等学校教育職	大学卒	267,200	
小・中学校教育職	大学卒	267,200	
技能労務職	高校卒	206,300	198,200

注 高等学校教育職及び小・中学校教育職については、国に該当職がありません。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

経験年数が10年、15年及び20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりです。

(令和8年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	円 296,391	円 333,046	円 371,116
	高校卒	265,982	282,203	321,809
警察職	大学卒	313,973	346,269	392,484
	高校卒	299,900	319,500	353,095
高等学校教育職	大学卒	336,355	367,489	397,702
	高校卒	—	296,650	321,466
小・中学校教育職	大学卒	336,476	371,368	394,871
	短大卒	319,300	352,900	384,500
技能労務職	高校卒	269,500	285,783	303,300

注1 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 これらの額は、令和8年職員給与実態調査に基づくものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適用される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(令和8年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事、技師	人 776	% 17.8	% 18.5	% 20.1
2 級	主事、技師	748	17.2	17.7	13.7
3 級	主任、主査	568	13.1	11.1	11.3
4 級	主査、主任主査	743	17.1	17.7	22.3
5 級	主任主査、本庁の担当課長	973	22.4	22.0	19.7
6 級	本庁の課長、本庁の総括課長	243	5.6	6.3	5.4
7 級	本庁の総括課長	194	4.5	4.2	5.1
8 級	本庁の副部長、本庁の室長	79	1.8	1.9	1.9
9 級	本庁の部長	23	0.5	0.5	0.5

10 級	本庁の企画理事	3	0.1	0.1	0.0
合 計		4,350	100.0	100.0	100.0

注1 「標準的な職務内容」は、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。

2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(7) 昇給期間短縮の状況

制度改正に伴い、平成18年4月1日から昇給期間短縮は行っていない。

(8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を100とした場合の令和7年4月1日現在における本県職員のラスパイレス指数は、99.6（前年99.4）です。

(9) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 一般職の職員

(令和8年4月1日現在)

1人当たり平均支給額（令和7年度）	1,919千円	
令和8年度支給割合	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.2625月
		(1.0625月)
	12月期	1.0625月
		(1.0625月)
	計	2.525月
加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）	有	
	※ 一般行政職の加算率	
	3級	5%
	4級、5級	10%
	6級、7級	15%
	8級、9級、10級	20%

注 括弧内は、特定幹部職員（本庁の部長、副部長等）に係る支給割合です。

(イ) 会計年度任用職員

(令和8年4月1日現在)

1人当たり平均支給額（令和7年度）	741千円	
令和8年度支給割合	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.2625月
		(1.0625月)
	12月期	1.0625月
加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）	計	2.525月
	無	

注 1人当たり平均支給額には、技能労務職である第1号会計年度任用職員も含まれます。

イ 退職手当

(ア) 一般職の職員

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19. 6695月分	24. 586875月分
勤続25年	28. 0395月分	33. 27075月分
勤続35年	39. 7575月分	47. 709月分
最高限度額	47. 709月分	47. 709月分
一人当たり平均支給額	2, 316千円	23, 286千円
その他加算措置 定年前早期退職者特例措置 (2 % ~ 20 % の割増し)		

注 1 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率及び加算措置の内容は、国と同じです。

(イ) 第 2 号会計年度任用職員

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 1 年	0. 5022月分	0. 837月分
一人当たり平均支給額	－	176千円

注 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(ア) 一般職の職員

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (令和 7 年度決算見込み)		61, 382千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 7 年度決算見込み)		767, 275円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20%	21人	20%
国立市	16%	1 人	16%
大阪市	16%	3 人	16%
豊田市	14%	1 人	14%
名古屋市	13%	3 人	13%
仙台市	8 %	3 人	8 %
福岡市	8 %	2 人	8 %
金沢市	4 %	1 人	4 %

注 上記のほか、医師及び歯科医師に対しては16%の支給率により、警察庁の職員等であった者が岩手県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては適用日の前日に在勤していた支給対象地域における支給率等により支給しています。

(イ) 第 2 号会計年度任用職員

令和 7 年度においては地域手当の支給対象者はありませんでした。(医師及び歯科医師を除く。)

エ 時間外勤務手当

(ア) 一般職の職員

区 分	令和 6 年度決算	令和 7 年度決算見込み
支給実績	2, 894, 678千円	2, 663, 299千円

職員 1 人当たり平均支給年額	513千円	555千円
-----------------	-------	-------

(イ) 会計年度任用職員

区 分	令和 6 年度決算	令和 7 年度決算見込み
支給実績	23,785千円	21,460千円
職員 1 人当たり平均支給年額	58千円	54千円

注 支給実績及び支給職員 1 人当たり平均支給年額には、技能労務職である第 1 号会計年度任用職員も含まれます。

オ 特殊勤務手当

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

		一般職の職員	会計年度任用職員
支給実績（令和 7 年度決算見込み）		825,145千円	3,299千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算見込み）		123,358円	17,641円
職員全体に占める手当支給職員の割合		37.5%	15.1%
手当の種類（手当数）		52	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
徴税手当	総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部、県税センター又は東京事務所に勤務する職員	県税の賦課徴収に関する業務	月額 給料月額 $\times$ 10/100（最高限度20,000円）又は日額 870円
防疫等作業手当	防疫に従事する職員、県立病院等に勤務する医師、看護師等	(1) 感染症等の疑いがある家畜に対する防疫作業、犬の捕獲・処分・薬殺の作業、病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護等の業務 (2) 高病原性鳥インフルエンザ等のまん延を防止するための措置に係る作業	(1) 日額 290円～380円（牛又は豚のとさつ作業は760円） (2) 日額 2,000円～4,000円（午後10時から翌日の午前5時までの作業は2,500円～5,000円）
と畜検査手当	と畜検査員	と畜検査	月額 給料月額 $\times$ 2/100～8/100
放射線取扱手当	保健所又は生物工学研究所に勤務する職員	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は放射線障害の防止のため行う作業	日額 230円～1,900円
環境衛生検査等業務手当	環境衛生指導員等	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等の立入検査、浄化槽の立入検査等	日額 230円
社会福祉業務手当	広域振興局保健福祉環境部、福祉総合相談センター、児童相談所又は杜陵学園に勤務する職員	生活保護に係る業務、更生措置等を要する者、困難な問題を抱える女性等に面接して行う相談・指導業務等	月額 12,800円若しくは20,000円又は日額 610円

社会福祉施設等勤務手当	杜陵学園又は特別支援学校に勤務する職員	入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務	日額 270円
精神保健福祉業務手当	保健福祉部障がい保健福祉課、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健関係調査業務、精神障害者の移送業務又は精神障害者の福祉に関する相談・援助業務	日額 610円
有害物取扱手当	(1) 保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所等に勤務する職員 (2) 県立病院等に勤務する職員	(1) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)に規定する有害物を取り扱う業務 (2) 抗悪性腫瘍剤の調整等又はエックス線等を照射する業務	(1) 日額 290円 (2) 日額 300円
衛生検査業務手当	環境保健研究センター又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員	病理試験、細菌試験又は化学的試験・検査	月額 給料月額の8/100又は 日額 230円～1,490円
公害防止等業務手当	広域振興局保健福祉環境部、環境保健研究センター等に勤務する職員	公害の防止等県民生活の生活環境の保全のため実施する立入検査等	日額 230円
看護師養成指導手当	高等看護学院に勤務する看護師	看護師の養成指導業務	月額 給料月額の7/100
危険鳥獣捕獲等手当	右記の作業等に従事する職員	危険鳥獣の捕獲等をするための作業等	1回 380円～5,000円又は日額 380円
爆発物取締業務手当	復興防災部消防安全課、商工労働観光部商工企画室等に勤務する職員又は警察職員	火薬庫の保安検査、火薬類に係る立入検査又は高压ガス製造施設若しくは第一種貯蔵所の完成検査・輸入検査・保安検査・立入検査・容器検査	日額 250円
犯則取締等手当	総務部税務課、漁業取締事務所等に勤務する職員	地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく犯則事件の調査業務及び漁業関係取締業務	日額 400円～550円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防御訓練等における指導業務	日額 720円
職業訓練指導手当	産業技術短期大学校、高等技術専門校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	月額 給料月額の2/100～7/100
農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員	研修業務	月額 給料月額の2/100～7/100又は日額 300円

種雄牛馬等取扱手当	家畜保健衛生所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員	種雄牛馬等の自然交配等のため種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
家畜保健衛生業務手当	広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務する職員	家畜保健衛生業務	月額 17,600円又は日額 830円
用地交渉等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員及び企業局職員	土地の取得等に係る交渉業務	日額 650円
高所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業	日額 200円～220円
坑内作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	トンネルの掘削作業	日額 450円
深所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれらに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業	日額 220円
災害応急作業等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員及び企業職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務及び災害発生箇所で行う応急作業等	日額 350円～910円（原発事故関係の作業は日額660円～40,000円）
道路上作業手当	広域振興局土木部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額 300円
刑事作業手当	警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕の作業、警ら作業、犯罪鑑識作業、死体処理作業、被留置者看守作業、危険鳥獣の捕獲作業等	日額 230円～5,200円又は1回 380円～3,200円
夜間特殊業務手当	(1) 警察職員 (2) 企業局職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2) 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる発電所の運転の操	(1) 1回 410円～1,100円 (2) 1回 940円～1,100円

		作及び監視の業務	
航空手当	回転翼航空機に搭乗する職員	回転翼航空機に搭乗して行う操縦業務、整備業務、捜索救難及び犯罪の捜査	1 時間 1,900円～5,100円
講師手当	県立の高等学校に勤務する教育職員	2 の課程の授業に従事した場合	1 時間 600円
漁ろう手当	船員	漁ろう作業	1 航海（漁獲水揚げ総収入－販売手数料）×（10～20）/100 以内で任命権者が定める。
用船手当	船員	用船された船舶に乗船して航海した場合	用船料×（10～20）/100 以内で任命権者が定める。
航海手当	船長、専門幹航海士、専門幹機関士、専門幹通信士、上席航海士、上席通信士、上席機関士等	船舶に乗船して航海した場合	日額 320円～540円
教員特殊業務手当	指導教諭、教諭、養護教諭、講師、実習助手等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務等	日額 1,800円～8,000円
水産教育実習指導手当	県立の高等学校に勤務する副校長、指導教諭、教諭、講師、実習助手等	練習船に乗船して行う水産教育実習の指導業務	日額 1,700円
教育業務連絡指導手当	指導教諭、教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
潜水手当	潜水業務に従事する職員	潜水業務	潜水深度により 1 時間当たり 310円～1,500円
海外事務所勤務手当	海外事務所に勤務する職員	外国に所在する機関で行う業務	国の外務公務員に準じる。ただし、在勤基本手当は80/100、配偶者手当は扶養手当額を控除する。
診療管理手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	診療業務に従事する医師又は歯科医師を指揮監督する業務	給料月額 の 20/100 以内に 618,000円の範囲内の額を加算した額
診療業務手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	診療業務	日額 20,830円の範囲内
特殊診療手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	救急等の緊急業務、県立の高等看護学院等における講義等、診療時間外における手術又は処置の業務	1 回 1,000円～5,000円の範囲内

夜間看護手当	県立病院等に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回 10,200円の範囲内
診療応援手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	医師の欠員等の理由により、病院相互の間で診療のため行う応援業務	日額 55,000円の範囲内
当直等診療業務手当	県立病院等に勤務する医師	当直勤務の時間内及び深夜における診療	1時間 2,000円の範囲内
待機手当	夜間、休日等における救急医療体制を確保している病院等に勤務する職員	待機当番に従事した場合	1回 2,500円の範囲内
分娩手当	分娩の業務に従事した医師	分娩の業務	1回 10,000円に分娩に係る胎児の数を乗じて得た額
専攻医指導管理業務手当	医師又は歯科医師	専攻医の指導管理業務	日額 1,000円の範囲内
救急看護等業務手当	看護師又は准看護師	救急業務	月額 12,000円の範囲内又は 1回 580円の範囲内
特殊現場業務手当	企業局職員	発電施設、工業用水供給施設の保守点検業務	日額 710円～880円
危険作業手当	企業局職員	発電所、発電所建設事務所、工業用水道事務所等で行う特に危険を伴う作業	日額 300円～700円
圧搾空気内作業手当	企業局職員	圧搾空気内で行う点検、検査、監督等の作業	1時間 210円
特殊自動車運転作業手当	広域振興局土木部、農業研究センター、林業技術センター又は農業大学校に勤務する技能労務職の職員	特殊自動車の運転作業又は除雪車による除雪作業	日額 300円～450円

注 会計年度任用職員における、支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額には、技能労務職である第1号会計年度任用職員も含まれます。

カ その他の手当

(ア) 一般職の職員

(令和8年4月1日現在)

手当名	内容（主な支給単価）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：父母等6,500円（行政職9級相当以	同じ。		1,613,381千円	243,971円

	上支給なし、行政職８級相当3,500円）、子13,000円）				
住居手当	賃貸住宅居住者及び単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅に居住する職員に支給されます。（月額：27,000円以下）	異なる。	国は手当の上限額を28,000円とするなど、手当額の計算方法が違います。	1,551,264千円	301,391円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。（月額：交通機関利用者150,000円以下、交通用具等使用者66,400円以下、駐車場利用者5,000円以下）	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通用具等利用者に係る距離区分が異なります。	2,246,724千円	156,511円
管理職手当 （給料の特別調整額）	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。（月額：27,900円～133,600円）	異なる。	本県の管理職の在職実態を考慮して手当額を設定したため、国と手当額が異なります。	1,134,626千円	683,509円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教諭、講師、実習助手に対して支給されます。（月額：給料月額の８／100以下）	－	国に制度なし。	143,520千円	382,720円
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給されます。（月額417,600円以下）	同じ。		70,835千円	1,311,759円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます。（月額：30,000円、交通距離により加算有り。）	異なる。	本県の単身赴任の状況等を考慮し、手当額及び加算額の距離区分が異なります。	416,436千円	407,471円
特勤勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。（月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18／100以下）	同じ。		9,679千円	127,355円

へき地手当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に対して支給されます。 (月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下)	—	国に制度なし。	196,840千円	345,940円
定時制通信教育手当	定時制教育又は通信制教育に従事する教育職員に対して支給されます。(月額：給料月額×8/100以下)	—	国に制度なし。	56,054千円	409,153円
義務教育等教員特別手当	高等学校等に勤務する教育職員に対して支給されます。(月額：8,600円以下)	—	国に制度なし。	658,109千円	65,942円
農林漁業普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行う者又はこれらに従事する者に接して、農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給されます。(給料月額の8/100以下)	—	国に制度なし。	70,846千円	347,284円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：8,200円～19,800円)	異なる。	本県の気象条件等を考慮し、支給対象地域等が異なります。	1,116,747千円	74,534円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回：4,700円～7,700円)	同じ。		555,461千円	—
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、若しくは災害への対処その他の緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給されます。(勤務1回：12,000円以	同じ。		9,354千円	—

	下)				
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。（1時間：勤務1時間当たりの給与額の25/100）	同じ。		113,276千円	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。（1時間：勤務1時間当たりの給与額の135/100）	同じ。		421,479千円	—
災害派遣手当	災害応急対策や災害復旧のため派遣された職員に対して支給されます。（日額：3,970円～6,620円）	—	国に制度なし。	0円	—

注 勤務実績により支給される手当については、1人当たりの平均支給額の記載を省略しています。

(イ) 会計年度任用職員

(令和8年4月1日現在)

手当名	内容（主な支給単価）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。（月額：交通機関利用者150,000円以下、交通用具等使用者66,400円以下、駐車場利用者5,000円以下）	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通用具等利用者に係る距離区分が異なります。	48,434千円	69,191円
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給されます。（月額417,600円以下）	同じ。		0円	0円
特勤勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。（月額：給料月額×18/100以下）	同じ。		582千円	52,909円

へき地手当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に対して支給されます。 (月額：給料月額×18/100以下)	—	国に制度なし。	0円	0円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務1回：4,700円～7,700円)	同じ。		0円	—
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間：勤務1時間当たりの給与額の25/100)	同じ。		2,736千円	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間：勤務1時間当たりの給与額の135/100)	同じ。		19,573千円	—

注1 勤務実績により支給される手当については、1人当たりの平均支給額の記載を省略しています。

2 支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額には、技能労務職である第1号会計年度任用職員も含まれます。

(10) 特別職の報酬等の状況

知事及び副知事の給料月額並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、次のとおりです。

また、これらの者には期末手当が支給されますが、その支給率は、年間3.50月分です。

(令和8年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	知 事	1,290,000円	
	副知事	1,000,000円	
報 酬	議 長	940,000円	
	副議長	850,000円	
	議 員	820,000円	
期末手当		(令和8年度支給割合)	
	知 事	6月期	1.75月分
	副知事	12月期	1.75月分
		計	3.50月分
		(令和8年度支給割合)	
	議 長	6月期	1.75月分
	副議長	12月期	1.75月分
	議 員		

		計
		3. 50月分
退職手当	知 事	給料月額×在職月数×0. 65により算定する額
	副知事	給料月額×在職月数×0. 45により算定する額

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間の状況

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です（日曜日及び土曜日は週休日）。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の定める規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、交代制勤務職員等、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、知事部局では、子育て、介護又は通勤等の事情に応じ、始業時刻及び終業時刻について、1時間を上限に30分単位で繰り上げ、又は繰り下げる時差出勤を実施しています。

また、週休日及び勤務時間の割振りを弾力的に行うことができるフレックスタイム制を導入しています。

(2) 休憩時間の状況

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの60分としています。

(3) 週休日・休日の状況

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律による休日を除く。））をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については週休日を別に定めています。

(4) 休暇の状況

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず毎年付与される年次休暇、負傷や疾病のため療養を必要とする場合に認められる病気休暇、特定の事由に基づいて認められる特別休暇があります。特別休暇が認められる事由は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の27項目を定めています。

また、無給休暇として、職員が配偶者、父母、子などを介護する場合に認められる介護休暇及び介護時間があります。

令和7年度におけるそれぞれの休暇の取得状況については、次のとおりです。

ア 年次休暇

(ア) 一般職の職員

集計対象職員数A	総付与日数B	総取得日数C	平均取得日数C／A	消化率C／B
人	日	日	日	%
3, 473	135, 813	52, 031	15. 0	38. 3

注1 集計対象は、知事部局の常勤の職員（技能労務職を除く。）のうち、令和7年1月1日から同年12月31日までの全ての期間在職していた職員です。当該期間中に休業、退職、派遣等の期間がある職員は除いています。

2 集計期間は、令和7年1月1日から同年12月31日までです。

3 「総付与日数」は、集計対象の職員に対し、令和7年1月1日において付与された年次休暇日数（前年度からの繰越分を含む。）の合計です。

(イ) 第2号会計年度任用職員

集計対象職員数A	総付与日数B	総取得日数C	平均取得日数C／A	消化率C／B
----------	--------	--------	-----------	--------

人	日	日	日	%
15	481	224	15.0	46.7

注1 集計対象は、知事部局の第2号会計年度任用職員（技能労務職を除く。）のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの全ての期間在職していた職員です。当該期間中に休業、休職、派遣等の期間がある職員は除いています。

2 集計期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

3 「総付与日数」は、集計対象の職員に対し、令和7年4月1日において付与された年次休暇日数（前年度からの繰越分を含む。）の合計です。

イ 病気休暇

（ア）一般職の職員

取得者数A	総取得日数B	平均取得日数B／A
人	日	日
849	12,453	14.7

注1 集計対象は、知事部局の職員です。

2 集計期間は、令和7年1月1日から同年12月31日までです。

（イ）第2号会計年度任用職員

取得者数A	総取得日数B	平均取得日数B／A
人	日	日
4	20	5.0

注1 集計対象は、知事部局の第2号会計年度任用職員（技能労務職を除く。）のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの全ての期間在職していた職員です。当該期間中に休業、休職、派遣等の期間がある職員は除いています。

2 集計期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

ウ 特別休暇（主なもの）

種 類	内 容	一般職の職員		第2号会計年度任用職員	
		取得者数	平均取得日数	取得者数	平均取得日数
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 5日以内	人 12	日 2.5	人 —	日 —
結婚休暇	職員が結婚し、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行う場合 7日以内	86	6.1	—	—
子の看護等休暇	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、配偶者、父母、配偶者の父母等の看護等を行う場合 5日（子が2人の場合は10日、3人以上の場合は12日）以内	1,042	4.8	3	4.0
忌引休暇	職員の親族が死亡し、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等を行う場合 親族の区分に応じ1日～10日	593	2.6	2	3.0
夏季休暇	夏季（6月から10月まで）における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内	4,187	4.9	15	5.0

注 1 集計対象は、知事部局の職員です。

2 一般職の職員の集計期間は、令和 7 年 1 月 1 日から同年12月31日までです。

3 第 2 号会計年度任用職員の集計期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までです。

4 内容は令和 8 年 4 月 1 日現在のものです。

エ 介護休暇

(ア) 一般職の職員

	介護休暇取得者数
男性職員	5 人
女性職員	11 人
計	16 人

(イ) 第 2 号会計年度任用職員

	介護休暇取得者数
男性職員	0 人
女性職員	2 人
計	2 人

5 職員の休業の状況

(1) 休業の状況

ア 育児休業等

育児休業は、子を養育するため、職員が一定の期間、勤務しないことができる制度です。

平成14年度には対象となる子の年齢を 1 歳未満から 3 歳未満に引き上げ、平成22年 7 月からは、子の出生の日から57日以内に育児休業をした場合に再度の育児休業の取得を可能とし、配偶者が育児休業をしている場合や専業主婦（夫）である場合も取得を可能とする等、取得対象を拡大しています。なお、休業期間中の給与は支給されません。

また、育児休業のほか、一日の勤務時間のうち一部（一日につき 2 時間又は一年につき77時間30分を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる部分休業制度、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる育児短時間勤務制度も設けています。

令和 7 年度における育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況は、次のとおりです。

(ア) 一般職の職員

(単位：人)

	令和 7 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	令和 7 年度の取得者数		
		育児休業	部分休業 (令和 7 年 4 月から同年 9 月まで)	育児短時間勤務
男性職員	369	269 (72.9%)	6	2
女性職員	378	378 (100.0%)	152	19
計	747	647 (86.6%)	158	21

注 取得者数には、令和 6 年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和 7 年度から新たに取得した職員を含みます。

(単位：人)

	部分休業 (令和 7 年10月から令和 8 年 3 月まで)	合 計
--	--------------------------------	-----

	第1号部分休業	第2号部分休業	
男性職員	8	0	8
女性職員	170	3	173
計	178	3	181

(単位：人)

	育児休業承認期間						合 計
	6月以下	6月超え1年 以下	1年超え1年 6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え2年 6月以下	2年6月超え	
男性職員	258	11	0	0	0	0	269
女性職員	13	181	113	39	11	21	378
計	271	192	113	39	11	21	647

(単位：人)

	育児短時間勤務職員の勤務形態					合 計
	1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
男性職員	1	0	1	0	0	2
女性職員	2	6	4	1	6	19
計	3	6	5	1	6	21

(イ) 第2号会計年度任用職員

(単位：人)

	令和7年度中に新たに 育児休業が取得可能と なった職員	令和7年度の取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	0	0 (-)	0	0
女性職員	9	9 (100.0%)	2	0
計	9	9 (100.0%)	2	0

注 取得者数には、令和6年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和7年度から新たに取得した職員を含みます。

(単位：人)

	育児休業承認期間						合 計
	6月以下	6月超え1年 以下	1年越え1年 6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え2年 6月以下	2年6月超え	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	7	0	0	0	0	9
計	2	7	0	0	0	0	9

イ 自己啓発等休業

自己啓発等休業は、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として設けた制度です。

職員が職務を離れて自発的に大学等課程の履修や国際貢献活動を行う場合、2年又は3年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

令和7年度における自己啓発等休業の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	取得者数	自己啓発等休業取得種類別						
		教育施設				奉仕活動		
		大学院	大 学	外国の大学 院・大学	その他	奉仕活動	姉妹都市等	その他
男性職員	1	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	2	0	0	0	1	0	0
計	4	3	0	0	0	1	0	0

(単位：人)

	自己啓発等休業承認期間			合 計
	1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え	
男性職員	0	1	0	1
女性職員	0	3	0	3
計	0	4	0	4

ウ 大学院修学休業

大学院修学休業は、教員が専修免許状を取得する機会を拡充し、教員としての資質の向上を図ることを目的として設けた制度です。

公立学校の教員が国内外の大学院等に在籍してその過程を履修する場合、3 年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

令和 7 年度においては大学院修学休業の取得者はありませんでした。

エ 配偶者同行休業

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進することを目的として設けた制度です。

職員の配偶者が外国で勤務等することとなり職員がそれに同行する場合、3 年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

令和 7 年度における配偶者同行休業の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人 が業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
男性職員	1	1	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0

(2) 部分休業の状況

ア 修学部分休業

修学部分休業は、職員の資質の向上及び就業意識の多様化等を考慮した公務のより能率的な運営を促進することを目的として設けた制度です。

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、2 年を限度に、勤務時間の一部（1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲）について勤務しないことができます。なお、勤務しなかった時間の給与は減額されます。

令和 7 年度における修学部分休業の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	期 間		
	1 年以下	1 年超え 2 年以下	合 計
男性職員	1	0	1
女性職員	0	0	0
計	1	0	1

イ 高齢者部分休業

高齢者部分休業制度は、定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えることを目的として設けた制度です。

60歳に達した職員が申請した場合、勤務時間の一部（1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲）について勤務しないことができます。なお、勤務しなかった時間の給与は減額されます。

令和7年度における高齢者部分休業の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	取得者数	理 由				
		地域活動	健 康	家 族	不 明	その他
男性職員	4	0	2	0	0	2
女性職員	7	0	7	0	0	0
計	11	0	9	0	0	2

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限制度の概要及び処分状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性及び安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。

令和7年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

ア 一般職の職員

(単位：人)

処分事由 \ 処分の種類	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	1	0		1
心身の故障の場合	0	0	547	547
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			5	5
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合			0	0
災害により生死不明又は所在不明となった場合			0	0

合 計	1	0	552	553
-----	---	---	-----	-----

注 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

イ 第2号会計年度任用職員

(単位：人)

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績がよい場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	5	5
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合			0	0
災害により生死不明又は所在不明となった場合			0	0
合 計	0	0	5	5

注 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。

令和7年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 一般職の職員

(単位：人)

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正（給与不正領得等）	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係（欠勤、勤務態度不良、ハラスメント等）	3	7	0	2	12
公務外非行関係（傷害、異性関係非行等）	1	2	2	1	6
収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	22	2	2	1	27
監督責任	2	0	0	0	2
合 計	28	11	4	4	47

イ 第2号会計年度任用職員

(単位：人)

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正（給与不正領得等）	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係（欠勤、勤務態度不良、ハラスメント等）	0	0	0	0	0

公務外非行関係（傷害、異性関係非行等）	0	0	0	0	0
収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	1	0	0	0	1
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	1

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分状況は、6（2）のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により、市町村教育委員会がそのサービスを監督するものとされています。

本県においては、職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等に関して規定しています。

なお、平成16年7月から、各所属にコンプライアンス推進員を置くとともに、所属長が月に1度は職員に対してコンプライアンスに関する訓示を行う等、コンプライアンスの確立に向けた取組を行っています。

8 職員の退職管理の状況

職員等の退職管理に関する条例（平成28年岩手県条例第16号）を制定し、元職員による働きかけ規制や岩手県職員退職予定者人材バンクを活用した再就職支援、県退職者の再就職状況の公表等、制度の適正な運用に努めています。

9 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の能力開発による組織力の発揮を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

令和7年度に行われた主な研修は、次のとおりです。

（1）知事部局実施の研修

基本研修	新採用職員研修（4月期、7月期、10月期）、採用3年目職員研修、中堅職員研修、新任主査研修、主査3年目職員研修、新任主任主査研修、新任担当課長等研修、新任総括課長等研修、新任専門幹等研修、会計年度任用職員研修
選択研修	<p>【集合研修】</p> <p>行政学入門講座、行政法実務入門講座、経済学入門講座、データを活用した政策立案基本講座、政策法務講座、協力を引き出す調整力養成講座、生産性を高める会議の進め方講座、仕事の段取り力向上講座、モチベーション向上講座</p> <p>【eラーニング研修】</p> <p>課題解決の基本講座、仕事の進め方講座、企業会計講座（基礎編、応用編）、仮説とデータを活かす政策立案講座、マーケティング講座、プレゼンテーション講座</p>
特別研修	部課長研修、新採用職員指導者研修、コンプライアンス推進員研修、ビジネスコミュニケーションカステップアップ研修、クレーム対応力向上研修、カスタマーハラスメント対策研修、障がい者活躍実践研修、法務能力向上研修（市町村合同研修）、誰もが活躍できる職場環境づくり研修、女性職員リーダー研修、キャリアデザイン研修、ダイバーシティマネジメント研修、管理監督者リーダー研修、メンター・メンティ研修、メンター・メンティフォロー研修、OJT研修

派遣研修	省庁派遣、都道府県派遣、市町村交流、大学院派遣研修、民間企業派遣研修、自治大学校派遣研修、東北自治研修所派遣研修、管理監督者派遣研修、OJT指導者養成研修
------	---

注 他の任命権者の職員が受講し、又は参加する研修等も含まれています。

(2) 他任命権者実施の研修

教育委員会	基本研修（初任者研修、2年目研修、3年目研修、教職経験者5年研修、中堅教諭等資質向上研修、ステージアップ研修（前期・後期））、特別研修（新任研修、教職専門等研修）、希望研修（教科研修、領域等研修、情報教育研修、教育相談研修、学校保健教育研修、特別支援教育研修）
警察本部	基本研修（初任科・初任補修科）、昇任時教養（警部補・巡査部長任用科）、部門別任用科研修、部門別専科研修、定期教養
医療局	新採用職員研修、一般職員初級課程研修、新任監督者研修、初任医師研修、現任主任医療職員研修、セーフティマネジメント研修、医療クラーク研修、経営幹部職員研修等
企業局	新任職員研修等、安全衛生業務研修（第1種衛生管理者等、高圧電気取扱者特別教育等、床上操作式クレーン技能講習等）、事務・技術関係業務研修（危険物取扱者等、専門技術研修等）

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び各任命権者の定める職員安全衛生管理規程等に基づき、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに職員安全衛生委員会等の設置を行っています。

(2) 職員の健康管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断及び指定年齢健康診断を、特定の有害な業務に従事する職員を対象に特殊業務健康診断を実施しているほか、希望する職員に対して、肺がん検診、VDT健診等を実施しています。

また、職員の心の健康の保持増進のための対策として、精神科嘱託医の設置、メンタルヘルスセミナー等を実施しています。

(3) 職員互助団体への補助の状況

職員互助会に関する条例（昭和25年岩手県条例第59号）の規定に基づく職員の組織する互助団体への補助については、見直しを行い、4つの互助団体のうち、3互助団体への補助は平成18年度から、1互助団体への補助は平成22年度から、それぞれ廃止しています。

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する審査請求制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する審査請求制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対し審査請求を行うことを認める制度です。これらの制度の状況は、「第2 岩手県人事委員会からの令和7年度における業務の状況の報告」の3及び4のとおりです。

第2 岩手県人事委員会からの令和7年度における業務の状況の報告

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

試験の種類 及び職種区	採用 予定	第1次試験					第2次試験		第3次試験		最終倍率 (B)/(D)
		申込者	受験者	合格者	受験率	倍率	受験者	合格者	受験者	合格者	

分			数	数	数	数	(B)/(A)	(B)/(C)	数	数	数	数	
				(A)	(B)	(C)	×100			(D)		(D)	
県職員	I種	一般行政(A)	人 33	人 152 (70)	人 100 (42)	人 82 (34)	% 65.8	倍 1.2	人 80 (33)	人 64 (31)	人 60 (29)	人 49 (27)	倍 2.0
		一般行政(B) (先行実施枠)	27	184 (82)	177 (81)	74 (30)	96.2	2.4	69 (29)	38 (20)			4.7
		一般行政(B) (通常枠)	5	40 (8)	36 (8)	11 (0)	90.0	3.3	9 (0)	5 (0)			7.2
		社会福祉	11	16 (10)	15 (9)	14 (9)	93.8	1.1	14 (9)	9 (7)			1.7
		心理	7	10 (5)	7 (4)	7 (4)	70.0	1.0	7 (4)	6 (4)			1.2
		農学(A)	10	18 (10)	7 (4)	6 (3)	38.9	1.2	5 (2)	5 (2)			1.4
		農学(B) (先行実施枠)	6	17 (8)	17 (8)	13 (5)	100.0	1.3	13 (5)	9 (4)			1.9
		農学(B) (通常枠)	5	5 (1)	5 (1)	3 (1)	100.0	1.7	3 (1)	2 (0)			2.5
		畜産(A)	5	5 (1)	3 (1)	3 (1)	60.0	1.0	1 (1)	1 (1)			3.0
		畜産(B) (先	6	4 (0)	4 (0)	2 (0)	100.0	2.0	2 (0)	2 (0)			2.0

	行実 施枠)											
	畜産 (B) (通 常枠)	5	2 (2)	2 (2)	1 (1)	100.0	2.0	1 (1)	1 (1)			2.0
	林学 (A)	5	6 (1)	4 (1)	3 (1)	66.7	1.3	3 (1)	3 (1)			1.3
	林学 (B) (先 行実 施枠)	7	6 (0)	6 (0)	3 (0)	100.0	2.0	3 (0)	3 (0)			2.0
	林学 (B) (通 常枠)	5	3 (0)	3 (0)	2 (0)	100.0	1.5	2 (0)	2 (0)			1.5
	水産 (A)	5	0 (0)	0 (0)	0 (0)							
	水産 (B) (先 行実 施枠)	5	11 (0)	10 (0)	7 (0)	90.9	1.4	6 (0)	6 (0)			1.7
	水産 (B) (通 常枠)	5	1 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0	1.0					
	総合 土木 (A)	13	10 (4)	5 (2)	4 (1)	50.0	1.3	4 (1)	4 (1)			1.3
	総合 土木 (B)	10	9 (1)	9 (1)	6 (1)	100.0	1.5	6 (1)	6 (1)			1.5

		(先行実施枠)										
		総合土木(B)(通常枠)	5	3 (0)	2 (0)	0 (0)	66.7					
		建築(A)	5	1 (0)	1 (0)	0 (0)	100.0					
		建築(B)(先行実施枠)	5	3 (0)	3 (0)	3 (0)	100.0	1.0	2 (0)	2 (0)		1.5
		建築(B)(通常枠)	5	2 (0)	2 (0)	0 (0)	100.0					
		機械	3	1 (0)	1 (0)	1 (0)	100.0	1.0	1 (0)	1 (0)		1.0
		電気	3	4 (0)	4 (0)	3 (0)	100.0	1.3	2 (0)	1 (0)		4.0
		環境化学・食品衛生	5	15 (9)	12 (8)	12 (8)	80.0	1.0	11 (8)	8 (6)		1.5
		計(19職種)	206	528 (212) [40.2%]	436 (172) [39.4%]	261 (99) [37.9%]	82.6	1.7	244 (96) [39.3%]	178 (79) [44.4%]	224 (92) [41.1%]	163 (75) [46.0%]
Ⅱ種		一般事務(A)	8	68 (38)	42 (22)	22 (13)	61.8	1.9	20 (12)	11 (8)		3.8
		一般事務	5	26 (8)	16 (4)	16 (4)	61.5	1.0	13 (4)	8 (2)		2.0

警察官	(B)											
	警察事務	2	34 (21)	21 (13)	8 (5)	61.8	2.6	8 (5)	4 (3)			5.3
	計 (3 職種)	15	128 (67) [52.3%]	79 (39) [49.4%]	46 (22) [47.8%]	61.7	1.7	41 (21) [51.2%]	23 (13) [56.5%]			3.4
	一般事務 (A)	40	152 (55)	126 (48)	117 (46)	82.9	1.1	111 (46)	71 (34)			1.8
	一般事務 (B)	5	9 (2)	9 (2)	9 (2)	100.0	1.0	9 (2)	5 (1)			1.8
	警察事務	2	22 (12)	17 (9)	8 (4)	77.3	2.1	8 (4)	3 (1)			5.7
	林業	5	13 (2)	4 (2)	4 (2)	30.8	1.0	4 (2)	4 (2)			1.0
	総合土木	5	9 (2)	9 (2)	6 (1)	100.0	1.5	6 (1)	6 (1)			1.5
	建築	5	2 (2)	2 (2)	1 (1)	100.0	2.0	1 (1)	1 (1)			2.0
	電気	1	3 (0)	2 (0)	2 (0)	66.7	1.0	2 (0)	2 (0)			1.0
	計 (7 職種)	63	210 (75) [35.7%]	169 (65) [38.5%]	147 (56) [38.1%]	80.5	1.1	141 (56) [39.7%]	92 (40) [43.5%]			1.8
	県職員計 (29 職種)	284	866 (354) [40.9%]	684 (276) [40.4%]	454 (177) [39.0%]	79.0	1.5	426 (173) [40.6%]	293 (132) [45.1%]	406 (169) [41.6%]	278 (128) [46.0%]	2.5
	警察官 A (男性) (第 1 回)	32	125 <4>	110 <2>	91	88.0	1.2	76	53			2.1
	警察官 A (男性) (第 2 回)	若干人	19	11	9	57.9	1.2	8	5			2.2
	警察官 A (女)	16	34	29	26	85.3	1.1	18	16			1.8

性) (第1回)												
警察官A (女性) (第2回)	若干人	7	6	5	85.7	1.2	2	1				6.0
小計	48	185	156	131	84.3	1.2	104	75				2.1
警察官B (男性)	37	108 <2>	89 <2>	76	82.4	1.2	74	43				2.1
警察官B (女性)	16	32	29	25	90.6	1.2	22	13				2.2
小計	53	140	118	101	84.3	1.2	96	56				2.1
警察官計 (4職種)	101	325	274	232	84.3	1.2	200	131				2.1
県職員・警察官計 (33職種)	385	1,191 (427) [35.9%]	958 (340) [35.5%]	686 (233) [34.0%]	80.4	1.4	626 (215) [34.3%]	424 (162) [38.2%]	606 (211) [34.8%]	409 (158) [38.6%]		2.3

注1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数です。

2 ()内は女性の内数、[]内は女性の占める割合です。

3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数です。〈 〉内の数は、共同試験実施に係る他道県を第一志望とする者の数です。

(2) 選考の状況

ア 身体障がい者を対象とした採用選考 (一般事務)

採用予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受考者数	合格者数(D) (採用者数)	
人 7	人 24	人 21	人 14	% 87.5	倍 1.5	人 14	人 6(4)	倍 3.5

イ 警察官 (武道指導) 採用選考

採用予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数	合格者数(D) (採用者数)	
大卒 人	人	人	人	%	倍	人	人	倍

程度	4	9	9	8	100.0	1.1	8	3(3)	3.0
高卒程度		人	人	人	%	倍	人	人	倍
		5	4	2	80.0	2.0	2	0(0)	—

ウ 県職員（任期付経験者）採用選考

採用予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受考者数	合格者数(D) (採用者数)	
—	—	人	人	%	倍	人	人	倍
		—	—	—	—	—	—	—

エ 県職員（教育行政職）採用選考

採用予定数	第1次選考					第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
	申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受考者数	合格者数(D) (採用者数)	
人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
2	4	4	4	100.0	1.0	3	1(1)	4.0

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

岩手県人事委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、令和7年10月17日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その概要は、次のとおりです。

(1) 報告の状況

「職員の給与等に関する報告」の状況

別紙第1のとおりです。

(2) 勧告の状況

「職員の給与等に関する勧告」の状況

別紙第2のとおりです。

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

事案名	受理件数	前年度からの 繰越件数	取下げ・打切り 件数	判定件数	次年度繰越件数
—	—	—	—	—	—

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

(単位：件)

事案名	受理件数	前年度からの 繰越件数	取下げ・打切り 件数	判定件数	次年度繰越件数
懲戒免職処分取消請求事案	1	2	0	2	1
懲戒戒告処分取消請求事案	1	0	0	0	1

注 公平事務受託市町村等の件数を含みます。

5 職員からの苦情相談の状況

(単位：件)

内 容 \ 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
任用	1	6	0	4	11
給与	1	3	0	3	7
勤務時間、休暇、服务等	4	5	0	5	14
健康安全等	0	0	0	2	2
セクハラ	0	0	0	0	0
パワハラ	4	5	0	15	24
パワハラ以外のいじめ等	5	1	0	5	11
公平審査	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	10	10
計	15	20	0	44	79

注 公平事務受託市町村等の件数を含みます。

報 告

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与について、その実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

「令和 7 年職員給与実態調査」によると、本年 4 月 1 日現在における職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は15,765人であり、昨年に比べ326人（2.1%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で217人の減少となっている。

給 料 表 別 職 員 数

区 分	令和7年 4月	令和6年 4月	比 較 増 減	区 分	令和7年 4月	令和6年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	15,765人	16,091人	△326人	研 究 職 給 料 表	174人	181人	△7人
行 政 職 給 料 表	4,508	4,565	△57	医 療 職 給 料 表 (1)	24	21	3
公 安 職 給 料 表	2,061	2,062	△1	医 療 職 給 料 表 (2)	101	105	△4
教 育 職 給 料 表 (1)	2,965	3,010	△45	医 療 職 給 料 表 (3)	100	98	2
教 育 職 給 料 表 (2)	5,832	6,049	△217				

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき採用された職員（定年
前再任用短時間勤務職員）、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（暫定再任用職員）、
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき採用された職員（任期付研究
員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定に基づき採用さ
れた職員（任期付職員）は、含めていない（以下同じ。）。

2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び
市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、当分の
間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給
与水準が設定されていること等から、同項により給料月額が決定される職員は、含めていない（以
下同じ。）。

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあつては、同条例における教育
職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている（以下
同じ。）。

次に、職員の平均年齢は42.5歳で、昨年に比べ0.2歳低くなっており、給料表別にみ
れば、医療職給料表(1)適用者の45.9歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.3歳が最
も低くなっている。

給 料 表 別 平 均 年 齢

区 分	令和7年 4月	令和6年 4月	比 較 増 減	区 分	令和7年 4月	令和6年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	42.5歳	42.7歳	△0.2歳	研 究 職 給 料 表	43.6歳	44.1歳	△0.5歳
行 政 職 給 料 表	40.8	40.7	0.1	医 療 職 給 料 表 (1)	45.9	47.8	△1.9
公 安 職 給 料 表	37.3	37.5	△0.2	医 療 職 給 料 表 (2)	42.0	43.2	△1.2
教 育 職 給 料 表 (1)	45.3	45.1	0.2	医 療 職 給 料 表 (3)	38.8	38.8	0
教 育 職 給 料 表 (2)	44.2	44.7	△0.5				

また、年齢階層別にみると、55歳以上の階層が3,075人と最も多く、次いで50歳から54歳までの2,803人となっている。

年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区 分	令和7年4月		令和6年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	15,765人	100.0%	16,091人	100.0%	△326人	－%
19歳以下	100	0.6	93	0.6	7	0.0
20歳～24歳	1,154	7.3	1,182	7.4	△28	△0.1
25歳～29歳	1,902	12.1	1,886	11.7	16	0.4
30歳～34歳	1,748	11.1	1,691	10.5	57	0.6
35歳～39歳	1,384	8.8	1,341	8.3	43	0.5
40歳～44歳	1,535	9.7	1,638	10.2	△103	△0.5
45歳～49歳	2,064	13.1	2,156	13.4	△92	△0.3
50歳～54歳	2,803	17.8	2,976	18.5	△173	△0.7
55歳以上	3,075	19.5	3,128	19.4	△53	0.1

イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は399,185円であり、昨年に比べ10,294円（2.6％）の増加となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は362,466円であり、昨年に比べ11,501円（3.3％）の増加となっている。

給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区 分	令和7年4月(A)	令和6年4月(B)	比較増減(A-B)	比率(A-B)/B×100
全 給 料 表	399,185円	388,891円	10,294円	2.6%
行政職給料表	362,466	350,965	11,501	3.3
公安職給料表	370,428	356,188	14,240	4.0
教育職給料表(1)	431,705	421,496	10,209	2.4
教育職給料表(2)	420,666	412,088	8,578	2.1
研究職給料表	397,938	389,483	8,455	2.2
医療職給料表(1)	843,397	833,562	9,835	1.2
医療職給料表(2)	377,719	371,721	5,998	1.6
医療職給料表(3)	348,199	332,986	15,213	4.6

(注) 給与月額は、給料月額に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は20.9年で、昨年に比べ0.1年長くなっており、給料表別にみれば、教育職給料表(1)適用者の22.7年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の16.2年が最も短くなっている。

給料表別平均経験年数

区 分	令和7年 4月	令和6年 4月	比 較 増 減	区 分	令和7年 4月	令和6年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	20.9年	20.8年	0.1年	研 究 職 給 料 表	20.8年	21.3年	△0.5年
行 政 職 給 料 表	19.8	19.8	0	医 療 職 給 料 表 (1)	21.9	22.8	△0.9
公 安 職 給 料 表	16.8	16.9	△0.1	医 療 職 給 料 表 (2)	18.8	20.0	△1.2
教 育 職 給 料 表 (1)	22.7	22.5	0.2	医 療 職 給 料 表 (3)	16.2	16.3	△0.1
教 育 職 給 料 表 (2)	21.7	22.2	△0.5				

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性57.4%、女性42.6%であり、昨年に比べ女性の割合は0.2ポイントの増加となっている。

給料表別性別職員数及び構成比

区 分	令和7年4月				令和6年4月				比較増減			
	男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
全 給 料 表	9,043	57.4	6,722	42.6	9,266	57.6	6,825	42.4	△223	△0.2	△103	0.2
行 政 職 給 料 表	2,943	65.3	1,565	34.7	3,015	66.0	1,550	34.0	△72	△0.7	15	0.7
公 安 職 給 料 表	1,807	87.7	254	12.3	1,820	88.3	242	11.7	△13	△0.6	12	0.6
教 育 職 給 料 表 (1)	1,597	53.9	1,368	46.1	1,632	54.2	1,378	45.8	△35	△0.3	△10	0.3
教 育 職 給 料 表 (2)	2,503	42.9	3,329	57.1	2,595	42.9	3,454	57.1	△92	0.0	△125	0.0
研 究 職 給 料 表	123	70.7	51	29.3	127	70.2	54	29.8	△4	0.5	△3	△0.5
医 療 職 給 料 表 (1)	21	87.5	3	12.5	17	81.0	4	19.0	4	6.5	△1	△6.5
医 療 職 給 料 表 (2)	39	38.6	62	61.4	50	47.6	55	52.4	△11	△9.0	7	9.0
医 療 職 給 料 表 (3)	10	10.0	90	90.0	10	10.2	88	89.8	0	△0.2	2	0.2

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.3%、高校卒18.3%、中学卒0.0%（0.01%）であり、大学卒、短大卒及び高校卒において昨年に比べ人員は減少しているが、構成比はほぼ同一となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数

区 分	令和7年4月		令和6年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	12,202人	77.4%	12,450人	77.4%	△248人	0.0%
短 大 卒	671	4.3	706	4.4	△35	△0.1
高 校 卒	2,891	18.3	2,934	18.2	△43	0.1
中 学 卒	1	0.0	1	0.0	0	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

(2) 民間給与の状況

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所532（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した149の事業所を対象に、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の2,800人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、86.9%と非常に高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

なお、2の(1)のアで後述するとおり、職員給与と民間給与（公民給与）の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。（層化）
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。（無作為抽出）

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で18.9%（昨年12.6%）、高校卒で20.0%（同16.5%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で76.8%（同48.7%）、高校卒で89.8%（同78.5%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で229,152円（同209,672円）、高校卒で195,268円（同169,087円）となっている。

（注） 令和7年は企業規模100人以上の事業所、令和6年は企業規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

（附属資料 第18表及び第19表 参照）

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で68.5%（昨年63.0%）、課長級では64.5%（同58.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で1.9%（同6.0%）、課長級では2.9%（同6.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同0.0%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で95.6%（同83.8%）、課長級では93.9%（同82.0%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で47.4%（同39.1%）、課長級では47.2%（同40.5%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で3.4%（同2.4%）、課長級で2.1%（同2.7%）となっている。

（注） 令和7年は企業規模100人以上の事業所、令和6年は企業規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

給 与 改 定 の 状 況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の 慣 行 なし
係 員	68.5%	1.9%	0.0%	29.6%
課 長 級	64.5%	2.9%	0.0%	32.6%

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

定 期 昇 給 の 実 施 状 況

項 目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施				定期昇給 中 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	95.6%	95.6%	47.4%	3.4%	44.8%	0.0%	4.4%
課 長 級	93.9%	93.9%	47.2%	2.1%	44.6%	0.0%	6.1%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市で3.4%、全国で3.6%の増加となっている。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ165,450円、186,200円及び206,920円となっている。

(附属資料 第23表及び第24表 参照)

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 公民給与の比較方法の見直し

人事院においては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責をより重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識したものとするため、本年の官民給与の比較から、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」とする見直しを行った。

本県においても、国や他の地方公共団体、民間企業等との人材獲得競争が激化しており、受験者の確保が年々厳しさを増す中、多様で有為な人材を確保していくためには、職務・職責をより重視した処遇の改善が必要であることから、人事院の官民比較方法の見直し内容を踏まえ、比較対象企業規模を従来の「50人以上」から「100人以上」に見直すこととした。

見直し後の比較結果は、次のとおりである。

イ 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年４月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレス方式により精密に比較したところ、その結果、職員給与が民間給与を１人当たり平均10,975円（3.03％）下回っている。

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 較 差

公 民 比 較 給 与		較 差 （ A ） — （ B ）	
民 間 （ A ）	職 員 （ B ）	較 差 額	較 差 率
372,727円	361,752円	10,975円	3.03%

（注）１ 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

２ 前記２の(1)のアの見直しを行わなかった場合の較差は、10,163円（2.81％）である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額（A）と、実際に支給されている職員給与の支給総額（B）とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額（Ⅱの１の(1)のイ）及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額（Ⅱの２の(1)のウ）とは異なるものである。

$$\text{公民較差}(\%) = (A - B) / B \times 100$$

ウ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年８月から本年７月までの１年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.65月分に相当しており、職員の期末手当及び勤

勉手当の年間支給月数（4.60月分）が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.05月分下回っている。

民間における特別給の支給状況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	344,197 円
	上半期（A2）	350,361 円
特別給の支給額	下半期（B1）	781,480 円
	上半期（B2）	832,389 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.27 月分
	上半期（B2/A2）	2.38 月分
	計	4.65 月分

（注） 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

2 前記2の(1)のAの見直しを行わなかった場合の特別給の支給割合は、4.59月分である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和6年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.4となっている。

国家公務員及び他の都道府県職員との比較

区 分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	99.4	100.0	99.7	96.8～100.2

（注） ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国を100として比較したもので、令和6年4月1日現在の総務省公表値である（令和7年4月の指数は未公表）。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月7日に、国会及び内閣に対し、「公務員人事管理に関する報告」、「職員の給与に関する報告」及び「職員の給与の改定に関する勧告」を行った。
その概要は、次のとおりである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し

- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充

- 職務・職責に合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較

- 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
- 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ

➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

4 本年の給与改定等

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給与が民間給与を15,014円(3.62%)下回っていることから、民間給与との均衡及び民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。なお、本府省職員に係る比較方法の見直しを行わない場合の民間給与との較差は、11,891円(2.87%)であった。

本県においては、前記2の(1)のイのとおり、本年4月時点の行政職給料表適用者の月例給与が民間給与を10,975円(3.03%)下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給与の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することが適当である。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(3) 通勤手当

人事院においては、自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当について、民間の同種手当の支給状況等を踏まえ、手当額を引き上げるとともに、距離区分の上限を「100km以上」として「60km以上」の部分に新たな距離区分を設けるほか、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとした。

併せて、月の途中に採用された職員等に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用日等から通勤手当を支給することとした。

本県においても、交通用具使用者に係る通勤手当については、広大な県土を有する本県の実情や職員の通勤実態、民間の支給状況、県内のガソリン価格の変動及び国や他の都道府県との均衡等を総合的に勘案し、手当額を引き上げるとともに、距離区分の上限を「100km以上」に引き上げ、支給月額を66,400円とすることが適当である。

また、駐車場等の利用に対する通勤手当についても、職員が自らの負担により外部の駐車場等を利用している実態があることから、人事院勧告に準じて、手当を新設することが適当である。

加えて、月の途中に採用された職員に対する通勤手当等の支給方法についても、採用や異動の円滑化を図る必要があることから、所要の措置を講じることが適当である。

(4) 特地勤務手当等

人事院においては、勤務地を異にする異動の円滑化を図るため、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を見直すよう勧告を行った。

本県においても、広大な県土を有する本県の実情等を踏まえ、人事院勧告に準じて、所要の見直しを行うことが適当である。

(5) 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告等を踏まえ、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(6) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.60月分）が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合（4.65月分）を下回っていることから、民間との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

なお、支給期への配分については、本年度は12月期に配分し、令和8年度以降は、6月期及び12月期に均等になるよう配分する。

定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当についても、職員と同様に支給月数を引き上げることが適当である。支給期への配分については、職員と同様とする。

任期付研究員の期末手当については、職員と同様に支給月数を引き上げることが適当である。支給期への配分については、職員と同様とする。

(7) その他の課題等

ア 教育職員の給与

教育職員の給与については、本年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「改正法」という。）が公布され、優れた人材を確保する必要性に鑑み、教育職員の処遇の改善を図るため、令和8年1月から、教職調整額を段階的に引き上げるとともに、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとされたところであるが、改正法の趣旨を踏まえた適切な処遇を実現する観点から、速やかに必要な措置を講ずることが適当である。

併せて、令和8年4月から主務教諭の職の設置が可能となることから、本県の実情等を踏まえ、その設置の必要性を含め検討する必要がある。

さらに、改正法の趣旨を踏まえ、教職調整額の対象とならない校長、副校長等に係る処遇改善や、義務教育等教員特別手当等を見直す方針が国から示されていることから、改正法の趣旨や、本県の実情等を踏まえるとともに、他の都道府県の動向も注視しつつ、必要な見直しを検討する必要がある。

本委員会としても、改正法の趣旨である教育職員の処遇の改善や、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進が一体的に進められ

ることにより、優れた教育職員が確保され、学校教育の質の向上が図られることを期待する。

イ 職務・職責をより重視した新たな給与体系の構築

人事院においては、優秀な人材が魅力と受け止めるような給与体系は、業績等にかかわらず一律に給与が上昇していくような年功的なものではなく、採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい水準が確保されたものであるとし、より職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしている。

また、職務・職責を重視した給与を実現し、給与上の課題に速やかに対処する観点から、在級期間に係る制度の廃止等を先行して実施することとしている。

本県においても、人材獲得競争が激化する中、多様で有為な人材の確保・定着を図るためには、職務・職責をより重視した給与等の処遇の改善が必要であることから、人事院の検討内容等を踏まえながら、給与制度の見直しを含めたあらゆる施策を一体的に講じていく必要がある。

ウ 獣医師の処遇改善

公務員獣医師は、公衆衛生分野及び家畜衛生分野を中心に大きな役割を担っているところであるが、近年、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生に伴う防疫作業や発生予防対策等により、その責任や負担は増しており、専門職としての職務・職責の重要性もこれまで以上に高まっている。

こうした中、本県においては、人材の確保に向け、採用試験の見直しや、公務員獣医師の魅力等の積極的なPRを行うとともに、初任給の基準や初任給調整手当の引上げ等により、給与上の処遇についても、逐次改善を図ってきたところである。

しかしながら、獣医関係大学の学生数が限られることや小動物の臨床志向等により、本県の公務員獣医師の確保については、非常に厳しい状況が続いていることから、必要な人材を安定的に確保するため、更なる給与上の処遇改善について検討する必要がある。

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の多発化・大規模化、社会経済情勢や国際情勢の急激な変化など、本県を取り巻く環境は、大きく変化している。

こうした中、複雑化・多様化・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応していくためには、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求することができる人材を安定的に確保し、育成していくことが喫緊の課題となっている。

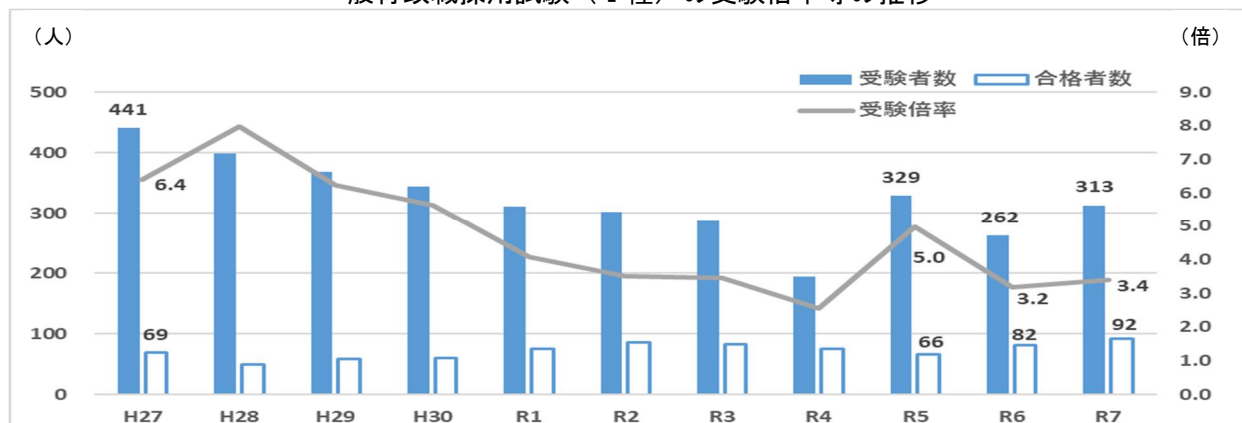
一方、受験年齢層の人口減少や採用活動の早期化、就業意識の多様化、国や他の地方公共団体、民間企業等との人材獲得競争の激化などの影響により、採用試験の受験者数は減少傾向が続いており、本県の人材確保は、非常に厳しい状況にある。特に、一部の専門職においては、受験者数が採用予定者数を下回る職種もあり、必要な職員数を確保することが極めて困難となっている。

人事院においては、今後も激しい人材獲得競争が続くことが見込まれる中で優秀な人材を確保するため、改革を新たなフェーズに進める必要があるとして、「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」、「誰もが挑戦できる開かれた公務」の4つの柱を軸に、人材マネジメント改革に取り組んでいくこととしている。

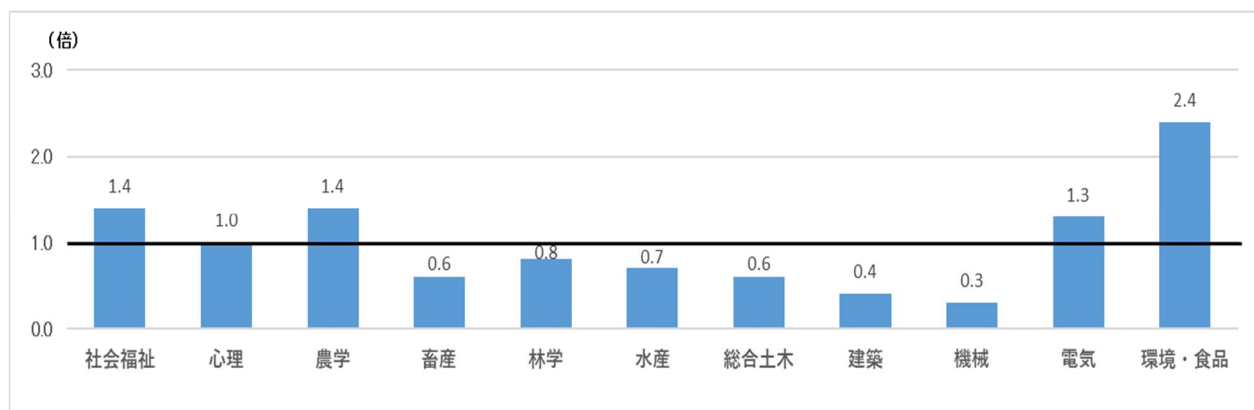
また、給与上の課題に速やかに対処するため、本年から官民給与の比較方法を見直し、より規模の大きな企業を比較対象としたところであり、今後、優秀な人材が魅力と受け止めるような職務・職責をより重視した新たな人事制度や給与体系の構築に向けた検討を進めていくこととしている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、「選ばれる」魅力ある岩手県庁となるよう、人材確保策、勤務環境の整備、給与制度の見直し等のあらゆる施策を総動員し、多様で有為な人材を確保していく必要がある。

一般行政職採用試験（Ⅰ種）の受験倍率等の推移



専門職採用試験（Ⅰ種）の採用予定者数に対する受験者数の倍率（R7）



（任命権者の取組）

任命権者においては、インターンシップの受入れの拡充や大学訪問、OB・OG訪問の受入れ等を通じ、県職員への関心を高めるための取組を進めている。

また、令和6年度においては、県職員の魅力を紹介する採用PR動画を新たに作成し、ホームページやSNS等で配信したほか、採用内定者ガイダンスの開催や定期的な情報発信等による合格者の内定辞退防止などにも取り組んでいる。

さらに、採用が困難な専門職の確保については、試験研究機関の見学会や、高校生向けの工事現場での体験会の開催等の魅力発信の取組に加え、本年度から社会人経験者や民間企業等との併願者を対象とした試験（Ⅰ種試験（アピール試験型））に建築職を追加するとともに、最終合格後に大学院進学を希望する者に対しては、大学院進学後の採用を可能とするなど、本委員会と連携し、試験制度の見直しも行ったところである。

こうした取組に加え、フレックスタイム制や在宅勤務制度を拡充し、柔軟な働き方ができる勤務環境の整備も進めるなど、多様で有為な人材の確保に向け、総合的な取組を推進している。

（任命権者への要請）

任命権者においては、引き続き、本委員会と連携を密にしながら、職場の魅力や県職員の業務のやりがいを戦略的に情報発信するとともに、各種説明会やインターンシップの更なる充実・強化を図り、学生等の志望意欲を喚起していく必要がある。

また、本県や他の都道府県等での職務経験を有する者を対象とした選考採用は、専門性を有した即戦力の確保や偏在が見られる職員年齢構成の是正につながるものであり、安定的な組織運営を図る上で非常に有効であることから、積極的な活用を進めていく必要がある。

こうした取組に加え、長時間勤務の解消や柔軟な働き方の推進、仕事と生活の両立支援など、職員が働きやすい勤務環境の整備や、職員公舎の居住環境の改善等による福利厚生の実現を図ることにより、公務の魅力を高め、人材の確保及び定着を図っていくことも重要である。

障がい者の採用については、任命権者において、「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がい者の計画的な採用を行っているところであるが、法定雇用率の段階的な引上げにより、障がい者雇用の更なる拡大が求められていることから、より一層の取組を進めていく必要がある。

そのためには、障がいのある職員が、その能力や適性を最大限発揮できるよう職域や業務について検討するとともに、受け入れる組織においても、一人ひとりの障がい特性や個性に応じた配慮等を行うことにより、働きやすい勤務環境の整備を進めていく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、これまで、社会人経験者や民間企業等との併願者を対象とした新たな試験の導入や、勤務地を沿岸・県北地域に限定した職種区分の新設、試験実施時期の早期化、試験内容の見直し、受験年齢要件の緩和等、受験者の拡大に向け、様々な試験制度の見直しを図ってきた。

併せて、広報活動として、オンラインによる業務説明会の開催や、大学や民間が主催する就職説明会への参加、高校生向けの出前授業、ホームページやSNSを活用した情報発信等を通じて、県職員の魅力や仕事内容、やりがいなどの積極的な発信に努めてきた。

令和6年度においては、受験者のニーズ調査やホームページの閲覧状況の分析等を踏まえ、ホームページの全面的なリニューアルを行うとともに、採用試験のPR動画を作成し、インターネット広告で配信を行うなど、情報発信の強化に取り組んだ。

加えて、給与制度のアップデートとして、初任給や若年層の給与水準の引上げを行うとともに、本年4月からは、初任給の基準の引上げを行うなど、採用市場における競争力の向上を図り、潜在的志望者層にも訴求し得るよう、給与面の処遇改善も行った。

さらに、本年度においては、社会人経験者等を対象とした試験について、全国の主要都市に設置する試験会場から受験者が選択した日時・会場で受験できるテストセンター方式を導入するとともに、採用が困難な専門職種の試験内容の見直し等を行い、受験者の更なる確保に努めているところである。

こうした取組により、本年度の社会人経験者等を対象とした試験の受験者数は、前年度比で1.4倍（83人増）となるなど、一定の効果が見られた。

一方で、今後も民間企業等との激しい人材獲得競争が続くことが見込まれることから、受験者を増やし多様で有為な人材の確保につながる試験制度となるよう、これまでの取組の効果について検証を行った上で、試験実施時期の更なる早期化や、合格発表の前倒しなど、民間企業との競合等を踏まえた試験制度の見直しについて検討を進めていく。

障がい者の採用選考に当たっては、受験者の要望を踏まえ、手話通訳や点字試験の実施等の障がいの特性を踏まえた配慮を行っているところであり、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の確保に取り組んでいく。

(2) 人材育成及び活躍推進

複雑化・多様化・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様な個性や価値観を持った職員が互いを認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できるよう、職員の意識改革と能力向上に取り組んでいくことが重要である。

職員の育成に当たっては、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化している中、異なるバックグラウンドやキャリア意識を持つ職員一人ひとりの職位やキャリア形成に応じた計画的かつ体系的な育成を行うことにより、若年層から中堅・高齢層まで、あらゆる世代の職員が向上心を持ち、成長し続けられるよう、組織的な支援を継続的に行っていく必要がある。

また、管理職員においては、職員の能力や適性、性格を十分に見極めた上で、職員の成長や希望するキャリアに応じた人材育成や、キャリア形成の支援が求められることから、管理職員のマネジメント能力の向上に向けた取組についても進めていく必要がある。

加えて、職員の年齢構成の偏在が見られる中、限られた人員体制のもと、複雑化・多様化・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、職員の人材育成を図るとともに、能力・実績を踏まえた従来の枠に捉われない人事管理制度の見直しを進め、職員の活躍を推進していく必要がある。

(任命権者の取組)

任命権者においては、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる目指す職員像である「地域の課題解決に向け、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員」の育成に向け、研修体系の整備や研修内容の充実などに取り組んでいる。

令和6年度においては、若手職員を中心とするキャリア形成への関心の高まりを受け、職員の主体的な成長を促進し、キャリア形成を支援する上での指針となるキャリアアップ・イメージを作成し、職位ごとに求められる能力や役割の明確化を図ったところである。

さらに、本年度においては、グループリーダーの早期育成を目的とした「主査3年目研修」を新設し、研修内容の充実・強化を図るなど、職員一人ひとりの成長や活躍に向けた支援や環境の整備を推進しているところである。

(任命権者への要請)

若年層を中心に離職者が増加傾向にある中、職員の定着を図るためには、職員の職務に対する満足度を向上させ、組織へのエンゲージメントを高めることが重要である。

そのためには、若手のうちから成長を実感でき、採用年次等に捉われず実力本位で挑戦できる勤務環境の整備や、一人ひとりのキャリア形成を支援する能力開発に取り組んでいく必要がある。

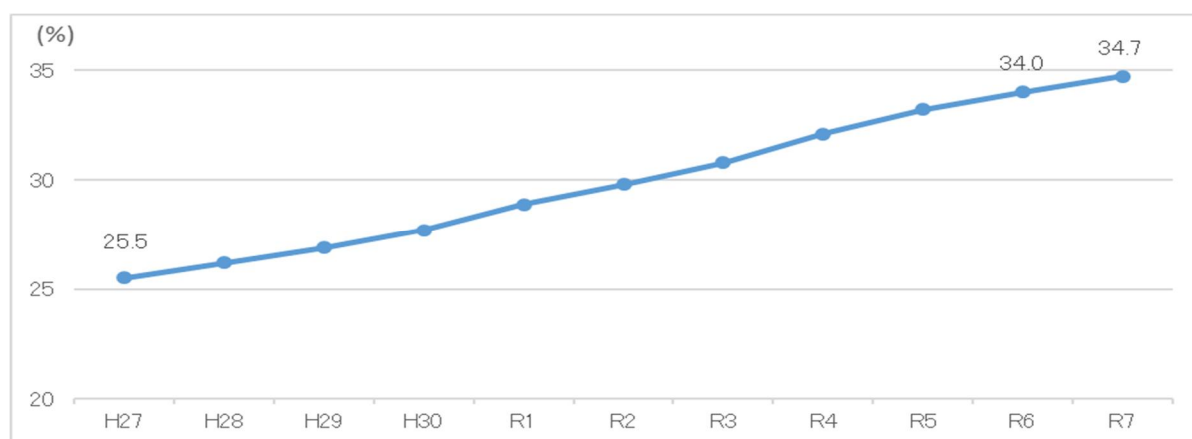
また、少子高齢化の進展により労働力人口が減少していく中で、高齢者の能力や経験を十分活用していくことが、社会的な課題として求められている。

公務においても、定年年齢の引上げに伴い、定年前の高齢層職員が今後増加していくことから、その豊富な知識や技術、経験等を活用し、次の世代に継承していくとともに、それぞれの職務・職責に応じ、その能力を十分に発揮し、高いモチベーションを持ちながら職務に従事できるよう、本県の職員の在職実態も踏まえた勤務環境の整備を行っていく必要がある。

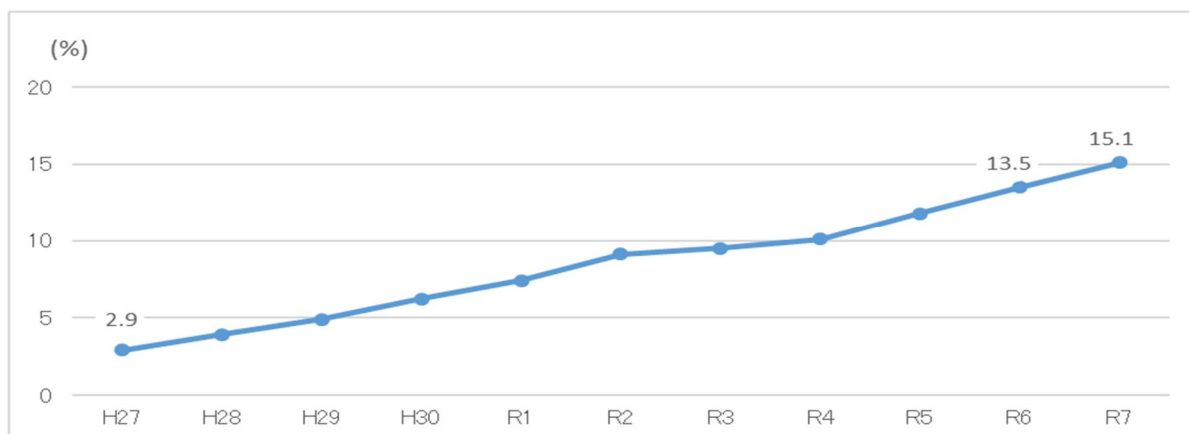
女性職員の活躍推進については、本年度の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は34.7%と増加傾向にある。また、管理職員に占める女性の割合は15.1%となっており、「次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画」で定める令和7年度目標（15%）を既に達成している。

引き続き、意欲や能力のある女性職員の積極的な登用を進めるとともに、女性リーダーの養成やキャリア形成等に関する研修の充実、ジョブローテーションによる段階的な能力向上などを通じ、女性活躍に向けた勤務環境の整備に取り組んでいく必要がある。

行政職給料表適用者に占める女性職員の割合の推移



行政職給料表適用者のうち管理的地位(総括課長級以上)にある職員に占める女性職員の割合の推移



(人事委員会の対応)

人事院は、職員の自律的なキャリア形成の促進、自己実現のニーズの高まり等の社会情勢の変化を踏まえ、職員の自己実現や社会課題の解決につながる兼業を可能とする見直しを行うこととしている。

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それに応じた勤務環境を整備することは、公務を支える多様で有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりに資するとともに、兼業で得た学びを公務に生かすことにより、効率的な行政運営の推進や職員満足度の向上にもつながることから、本委員会においても、国や他の都道府県の動向を踏まえ、地域の課題や実情に応じて職員が兼業に取り組める環境の整備について、必要な検討を行っていく。

2 職員の幸福の実現に向けた働き方改革と勤務環境の整備

職員一人ひとりが心身ともに健康で、意欲を持ってその能力を最大限に発揮できる勤務環境の整備は、複雑化・多様化・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供するための基盤となるものである。

加えて、職員の職務満足度や幸福度の向上につながるものであり、ひいては組織パフォーマンスの向上や多様で有為な人材の確保・定着にも資することから、極めて重要である。

こうした勤務環境の整備をより一層推進するため、引き続き、仕事と生活の両立支援や、長時間勤務の解消、ハラスメント防止対策、心身の健康増進に重点的に取り組んでいく必要がある。

(1) 仕事と生活の両立支援

本県においては、これまで柔軟な働き方を可能とする勤務時間制度や休暇制度等の整備・拡充を行うとともに、両立支援制度を利用しやすい職場づくりにも取り組んできたところである。

また、本委員会においては、昨年の「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「報告」という。）において、任命権者に対し、フレックスタイム制の拡充をはじめ、在宅勤務制度等の柔軟な働き方の推進、育児時間の取得パターンの多様化、子に係る休暇制度の拡充、仕事と介護の両立支援制度の強化等、両立支援の更なる充実・強化を求めたところである。

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、育児や介護等の事情を有する職員を含めた誰もが安心して働き続け、活躍できる勤務環境の整備は、極めて重要であることから、両立支援の取組をより一層推進していく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、本委員会の報告を踏まえ、フレックスタイム制の対象職員の拡大やいわゆる選択的週休3日制の導入、子に係る看護休暇の取得事由や取得日数の拡充、仕事と育児・介護の両立支援制度の周知や意向確認の義務化等の制度の見直しを行った。

併せて、「男性の育児休業取得促進のためのリーフレット」の作成、外部講師による父親を対象としたセミナーの開催、「仕事と家庭の両立ハンドブック」の内容の充実など、仕事と育児・介護の両立支援制度を利用しやすい職場づくりにも取り組んできた。

こうした取組により、男性職員の育児休業取得率については、いずれの任命権者においても上昇傾向にある。特に、知事部局等においては、令和6年度は98.7%と100%に近い取得率となっており、取組の成果が着実に現れている。

（任命権者への要請）

任命権者においては、職員が安心して働き続けることができる職場の実現に向け、必要な両立支援制度を選択できるよう、制度の利用実態や課題等の把握に努め、必要な改善を図るとともに、引き続き、制度の周知や利用しやすい環境の整備に取り組む必要がある。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、警察部門、教育委員会等の男性職員の育児休業の取得率を令和12年までに85%とすることとされているところであるが、特に、教育委員会においては、目標値と未だ乖離が生じていることから、育児休業等に対する理解促進や業務分担の見直し等による適切な業務管理など、総合的な取組をより一層推進し、取得率を高めていく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においても、職員の希望や事情に配慮した勤務が可能となるよう、国や他の都道府県、民間の取組等も参考とし、引き続き、効果的な制度のあり方等について研究を進めるとともに、任命権者とも連携しながら、制度の周知や利用しやすい環境の整備に取り組み、仕事と生活の両立支援を推進していく。

男女別の育児休業の取得率の推移

(単位：％)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局等	36.8	100.0	46.8	100.0	78.8	100.0	97.4	100.0	98.7	100.0
教育委員会	5.6	100.0	8.2	99.3	13.5	100.0	26.6	100.0	37.6	99.2
警察本部	5.4	100.0	18.8	100.0	77.6	100.0	77.9	100.0	77.4	100.0

(注) 1 女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表資料から引用した。

2 「知事部局等」とは、教育委員会及び警察本部以外の任命権者の合計値であり、「警察本部」は、一般職員を除く警察官の数値である。

3 知事部局等の令和4年度以降の取得率は、総務省による勤務条件等調査と同様に算出した割合であり、令和3年度以前の集計方法と異なるものである。

4 「教育委員会」は、本年の報告から事務局職員を含めた数値としている。

(2) 長時間勤務の解消等

長時間勤務の解消は、職員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮できる勤務環境の実現につながるものであり、また、職員の心身の健康の保持増進や、仕事と生活の両立にも寄与するとともに、多様で有為な人材の確保にも資することから、極めて重要である。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、これまでも業務量の平準化、適正な勤務時間管理の徹底、職員の意識改革、デジタル技術を活用した業務の効率化などの取組を進めてきた。

本年度においては、業務改革をテーマとした「働き方改革セミナー」を開催し、業務改革に向けた管理職員のマネジメント力の強化を図るなど、更なる働き方改革に向けた取組を推進しているところである。

令和6年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間数は、これまでの取組により減少した部署がある一方、全体で前年度より0.3時間増加し、15.0時間となった。

また、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則で定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員数は、他律的業務の比重が高い部署（月100時間未満・年720時間の上限）においては、前年度に比べて減少したものの、原則的部署（月45時間・年360時間の上限）においては、知事部局において大幅に増加した。これは、主として豚熱や複数発生した高病原性鳥インフルエンザ、大船渡市林野火災等の危機事案への対応によるものであり、特に、高病原性鳥インフルエンザ事案においては、多くの職員が通常業務に加え、まん延防止の観点から昼夜を問わず防疫作業等に従事せざるを得なかったものである。

一方で、本委員会の令和5年の報告において改善の必要性を言及した「県議会対応業務」については、県議会の御理解と御協力を得ながら、様々な取組が進められてお

り、令和7年2月定例会における県議会対応業務に係る超過勤務時間数が前年度に比べて大幅に減少するなど、着実に成果を上げているところである。

(任命権者への要請)

任命権者においては、他律的業務の比重が高い部署の指定や特例業務の適用に際しては、業務内容等を十分精査して必要最小限のものとするなど、制度の適切な運用に留意するとともに、定例的な業務により恒常的に長時間勤務となっている場合と、災害対応等のような突発的な業務により長時間勤務となった場合とを区別した上で、引き続き、要因の整理・分析を行い、その結果を踏まえた対策を講じていく必要がある。

また、迅速かつ柔軟な職員の配置や適正な人員の確保、業務プロセスの抜本的な見直しなど、実効性の高い取組をより一層推進していく必要がある。

併せて、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、計画的かつ効率的な業務の遂行に努めるなど、組織全体で長時間勤務の解消に向けた取組を進めていく必要がある。

職員1人当たりの月間超過勤務時間数の推移

(単位：時間)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
15.5	15.5	15.6	14.7	15.0

(注) 1 医療局及び企業局の職員並びに教育委員会の教育職員を除く職員1人当たりの月間超過勤務時間数の平均である。

2 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものである。

(教育職員の長時間勤務の解消)

学校教育の実施に当たっては、教育職員一人ひとりの自発性・創造性の発揮が大いに期待される一方、学校が対応する課題は複雑化・困難化しており、教育職員の長時間勤務の解消は、心身の健康保持や教育活動の質の向上のみならず、教育職員の志望者の確保の観点からも極めて重要である。

教育委員会では、岩手の未来を担う大切な子どもたちに質の高い教育の提供を実現するため、「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」において、時間外在校等時間が月80時間以上の教育職員数をゼロにする目標を掲げ、会議の効率化等の業務改善や法務相談体制の整備、長時間勤務者への産業医による保健指導の強化等の取組を進めている。

こうした取組により、本委員会が実施した事業場調査によると、時間外在校等時間が月100時間以上の教育職員数(実数)は、令和6年度は8人となっており、令和元年度の668人から大幅に減少した一方、月80時間を超える教育職員数は、一定程度減少したものの、未だ189人に上っていることから、更なる取組を推進していく必要がある。

本年6月、優れた人材を確保する必要性に鑑み、学校における働き方改革等の一層

の推進を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正が行われ、「教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）」の策定・公表や実施状況の公表が義務付けられた。

教育委員会においては、改正法の趣旨を踏まえ、時間外在校等時間の実態把握と要因分析に基づいた教育職員の業務量・勤務時間の適切な管理を行い、学校と教育職員が担う業務の適正化に向けた実効性の高い取組を進めていく必要がある。

また、取組を進めるに当たっては、市町村教育委員会等とも十分に連携し、県全体の教育職員の勤務環境の整備や働き方改革を一層推進していく必要がある。

（休暇の取得促進）

任命権者においては、休暇計画表の作成や休暇取得推進期間の設定等を通じ、職員に対して年5日以上を取得を働き掛けるなど、休暇の取得促進に向けた取組を行っている。

年次有給休暇の取得は、職員の健康の保持増進や仕事と生活との調和はもとより、公務能率の向上にも寄与することから、職員が年5日以上の子年次有給休暇を確実に取得できるよう、引き続き、計画的な取得の促進や、取得しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、引き続き、事業場調査や任命権者との意見交換の場等を通じ、適時適切に指導・助言を行うことにより、長時間勤務の解消や休暇の取得促進に向け、労働基準監督機関としての役割を適切に果たしていく。

また、教育委員会における業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や取組の実施に当たっては、教育職員の業務量の適切な管理や、健康と福祉の確保につながるよう必要な支援や助言等を行っていく。

（3） ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。

また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、職員が自らの能力を十分発揮し、県民に質の高い行政サービスを提供するためにも、その防止は重要な課題である。

こうしたことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員は、自らがハラスメントを行わないことは言うまでもなく、職員が安心して業務を遂行できる職場づくりに努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する必要がある。

ハラスメントは誰しもが加害者にも被害者にもなり得るため、職員一人ひとりが互いの人格を尊重し、ハラスメントの防止を意識するとともに、相談や苦情に対して、適切に対応するための必要な体制を整備することが重要である。

なお、今般の知事部局における上司からのパワー・ハラスメントに起因する自死事案については、非常に憂慮すべきものである。知事部局においては、当該事案の発生を受け、ハラスメントの防止等に関する基本方針を策定し、相談体制の強化等により再発防止に努めてきたところであるが、任命権者においては、二度とこのような事案が発生することのないよう、ハラスメントの防止対策により一層取り組んでいく必要がある。

また、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）については、本年6月に公布された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部改正法（令和7年法律第63号）により、事業主が雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられ、知事部局においては、本年8月に「岩手県職員カスタマーハラスメント対策ガイドライン」を策定したところである。

行政サービスの利用者等からのカスタマー・ハラスメントは、職員の職務能率の低下にもつながり得るものであり、適切に対応していくための体制を整備するとともに、各種研修や「コンプライアンス確立の日」の取組等を通じ、職員の意識啓発を図るなど、これまでのハラスメント防止対策に加えて、カスタマー・ハラスメントについても、対策を講じていく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、管理職員に対して各種研修や人事評価の機会を活用したハラスメント対策の必要性に係る意識付けを行うとともに、職員に対して「コンプライアンス確立の日」等を活用した意識啓発を継続して行っている。

本年度からは、若手職員や中堅職員を対象とした研修においてもハラスメントの講義を行い、ハラスメントの防止に向けた意識醸成を図るとともに、相談窓口の拡充や相談員の増員などを行い、職員がより相談しやすい環境を整備したところである。

一方で、本委員会が設置する苦情相談窓口におけるハラスメントに関する相談件数は、令和6年度は前年度より1件増加し、20件となっており、相談件数全体の約6割と高い割合を占めている。

また、任命権者が設置する相談窓口におけるハラスメントに関する相談件数についても、令和6年度は前年度より3件増加し、32件となっており、依然として高止まりしている状況にある。

（任命権者への要請）

職場におけるハラスメントを防止するためには、相談しやすい環境の整備や、職員

がハラスメントに対する十分な理解と認識を持つことが重要である。

また、ハラスメントの未然防止に加え、ハラスメントに起因する問題が発生した場合には、被害者を守るとともに、行為者に対する適切な指導等を行い、問題の早期解決を図っていくことも重要である。

任命権者においては、引き続き、管理職員の役割の重要性に係る意識付けや、職員への意識啓発、相談窓口の強化・周知に努める必要がある。

加えて、ハラスメントは断じて許されないという意味の下、管理職員をはじめとする職員一人ひとりが互いの人格を尊重しながら、ハラスメントのない職場の実現に向け、不断の取組を進めていく必要がある。

また、カスタマー・ハラスメントについては、県民の声を県政に生かすことを基本としながらも、常識の範囲を超えた過度な要求等に対しては、職員個人に任せることなく組織として迅速かつ適切に対応するため、対応方針の策定や体制の整備、研修の実施等の取組を進め、職員が安心して働くことができる勤務環境を整備していく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会においては、引き続き、丁寧に相談内容を聞き取りながら、任命権者と緊密に連携し、迅速かつ適切な問題解決につなげていく。

併せて、職員の様々な苦情を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐことができるよう、苦情相談制度や相談窓口の周知を強化するとともに、各種研修や啓発教材の貸出し等を通じ、ハラスメントの防止に向けた職員の意識を高めていく。

加えて、任命権者が設置する相談窓口の担当職員に対する研修を実施することにより、県全体での相談対応のレベルアップを図っていく。

こうした取組により、職員一人ひとりが、明るく、いきいきと働くことができる勤務環境の実現につなげていく。

苦情相談制度における相談件数の推移

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A.受理件数	20	24	40	48	35
B.うちハラスメント関係	13	11	24	19	20
B/A	65.0%	45.8%	60.0%	39.6%	57.1%

(注) 本委員会の苦情相談制度において受け付けた知事部局、教育委員会及び警察本部の職員からの相談件数である。

(4) 心身の健康増進

心身の健康の保持増進は、職員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供する上で極めて重要であり、仕事と生活の調和がとれた働き方を実現するための基盤となるものである。こうしたことから、組織として職員一人

ひとりの健康に配慮するとともに、適切な健康管理を行い、職員の心身の健康を確保していく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、各種健康診断や生活習慣病等の予防、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導に取り組んでおり、特に、メンタルヘルスについては、ストレスチェックや個別相談等の実施による精神疾患の未然防止から復職支援、再発防止まで一貫した対策を総合的に推進しているところである。

しかしながら、精神疾患を原因とする長期療養者の割合は、高い水準で推移しており、年代別に見ると、20歳台の若手職員の割合が高くなっている。

こうした中、知事部局においては、本年度から本庁に心理相談専門員や保健師等の専門職員を増員して配置したところであり、教育委員会においても、昨年度から2～6か月の間において月平均80時間以上の長時間勤務を行った職員に産業医等による面接指導を義務づけるなど、メンタルヘルス対策に重点的に取り組んでいる。

また、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保し、心身の健康の保持増進を図るため、知事部局においては昨年6月から、教育委員会においては教育機関以外の職員を対象に本年6月から、勤務間インターバル制度の試行を開始したところである。

（任命権者への要請）

任命権者においては、メンタルヘルスの不調は誰でも抱え得る問題であることを前提として、ストレスチェックで高ストレスと判定された職員が産業医等による面接指導を申し出るように勧奨するなど、予防と早期発見、早期対応のための取組をより一層推進する必要がある。

特に、精神疾患による長期療養者に対しては、円滑な職場復帰や再発防止に向け、回復過程に応じたきめ細かなフォローアップ等に一層努めていく必要がある。

加えて、管理職員においては、若手職員に対して、適切なフォローや日頃のコミュニケーション等を通して、不調への気付きや仕事の悩みを相談しやすい環境づくりに努めるとともに、ストレスチェックの集団分析結果も活用して、職員がいきいきと働くことができる勤務環境の整備に率先して取り組む必要がある。

また、勤務間のインターバル確保については、仕事と生活の調和がとれた働き方の実現につながるとともに、公務能率の向上を図る観点からも重要であることから、試行に係る課題の検証等を行った上で、国及び他の都道府県の取組も参考に、実効性の高い制度のあり方について検討を進めていく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、引き続き、心身の健康の保持増進に向けた任命権者の取組を支援していくとともに、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえながら、労働基準監督機関と

して、労働関係法令の周知徹底や、必要な指導・助言を行っていく。

長期療養者数の推移

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 長期療養者	137	141	161	176	167
B. うち精神疾患による長期療養者	93	101	119	141	131
B/A	67.9%	71.6%	73.9%	80.1%	78.4%

(注) 1 知事部局、教育委員会及び警察本部における長期療養者数の合計である。

2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえた月例給については初任給を始め若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を、特別給については期末手当及び勤勉手当の双方の引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、県民の安全・安心な暮らしを守り、幸福を実現するため、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興をはじめ県が直面する様々な課題に対し、日々職務に全力を挙げて精励しており、特に、本年県内で複数発生した高病原性鳥インフルエンザや大船渡市林野火災においては、多くの職員が昼夜を問わず防疫作業や災害対応に尽力したものと認識している。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、こうした職員の努力や実績に報いるものであり、職員が高い士気を維持し、個人と組織の力を最大限発揮しながら持続可能な行政運営を確保するための基盤となるものである。

また、職員の働きやすい勤務環境の整備や働き方改革の推進と合わせて取り組むことにより、公務職場の魅力を一層高め、多様で有為な人材の確保及び定着にも資するものとする。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

(3) 通勤手当

ア 交通用具使用者に係る通勤手当の額について、支給月額の限度を66,400円とすること。

イ 1 か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する手当を新設すること。

(4) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員に係る宿日直勤務は7,700円、その他の職員に係る宿日直勤務は4,700円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ11,550円、7,050円）とすること。

(5) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 7 年12月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を0.725月分とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分、勤勉手当の支給割合を1.275月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6125月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 7 年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分、勤勉手当の支給割合を0.90月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(5)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては同年12月1日から、Iの1の(3)のアについては令和8年1月1日から、Iの1の(3)のイ、(5)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

別記第 1
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,100	243,700	278,400	312,300	335,300	369,900	424,300	476,000	529,800	572,000
	2	198,200	245,000	279,400	313,800	337,200	371,600	426,200	481,300	536,600	579,000
	3	199,400	246,400	280,400	315,200	339,000	373,200	428,100	486,200	541,700	585,000
	4	200,500	247,900	281,400	316,600	340,700	374,800	430,000	490,900	546,000	589,800
	5	201,600	249,300	282,500	318,100	342,400	376,500	431,800	494,900	549,400	593,800
	6	203,300	250,700	283,500	319,200	344,100	378,300	433,600	498,300	552,600	596,700
	7	204,900	252,100	284,400	320,200	345,900	379,800	435,400	501,200	555,500	599,100
	8	206,500	253,500	285,400	321,400	347,500	381,400	437,200	503,700	558,000	601,000
	9	208,000	254,900	286,400	322,600	349,100	382,700	438,800	505,700	560,000	
	10	209,800	256,200	287,400	324,200	350,800	384,300	440,300			
	11	211,400	257,500	288,400	325,900	352,500	386,000	441,900			
	12	213,000	258,800	289,400	327,500	354,100	387,500	443,400			
	13	214,500	260,100	290,500	328,900	355,700	389,400	444,900			
	14	216,200	261,400	291,800	330,500	357,300	391,300	446,000			
	15	217,900	262,700	293,100	332,100	358,900	393,200	447,300			
	16	219,600	263,900	294,300	333,800	360,400	395,100	448,500			
	17	220,800	265,100	295,500	335,200	361,800	396,600	449,700			
	18	222,500	266,100	296,800	336,900	363,600	398,400	451,000			
	19	224,100	267,200	298,100	338,500	365,200	400,100	452,400			
	20	225,600	268,300	299,300	340,100	366,800	401,700	453,600			
	21	227,100	269,200	300,300	341,500	367,900	403,400	454,800			
	22	228,700	270,200	301,500	343,300	369,400	404,800	455,600			
	23	230,300	271,300	302,700	345,000	370,900	406,300	456,400			
	24	232,000	272,300	304,000	346,600	372,500	407,700	457,200			
	25	233,600	273,300	305,400	347,800	374,200	409,100	457,800			
	26	235,300	274,200	306,400	349,700	376,000	410,300	458,400			
	27	236,600	275,000	307,400	351,500	377,600	411,500	459,000			
	28	237,900	275,800	308,400	353,100	379,300	412,500	459,600			
	29	239,300	276,600	309,500	354,600	380,700	413,600	460,400			
	30	240,400	277,400	310,700	356,200	382,000	414,800	461,200			
	31	241,500	278,200	311,900	357,800	383,300	415,900	461,600			
	32	242,600	279,000	313,100	359,400	384,700	417,100	462,400			
	33	243,700	279,700	314,200	361,200	385,800	417,800	462,900			
	34	244,600	280,500	315,500	363,000	386,700	418,500	463,300			
	35	245,500	281,300	316,800	364,800	387,700	419,100	463,700			
	36	246,600	282,000	318,100	366,600	388,700	419,800	464,100			
	37	247,600	282,700	319,300	368,100	389,500	420,200	464,500			
	38	248,500	283,500	320,700	369,500	390,400	420,800	464,800			
	39	249,400	284,100	322,000	370,900	391,300	421,300	465,100			
	40	250,200	284,900	323,300	372,400	392,100	421,700	465,400			
	41	251,000	285,500	324,600	373,900	392,900	422,100	465,700			
	42	251,700	286,200	325,800	374,700	393,800	422,300	466,000			
	43	252,300	286,900	327,100	375,600	394,600	422,600	466,300			
	44	252,900	287,600	328,300	376,600	395,300	422,900	466,600			
	45	253,700	288,300	329,200	377,500	396,000	423,200	466,900			
	46	254,300	288,900	330,500	378,600	396,700	423,500				
	47	254,900	289,600	331,800	379,500	397,400	423,800				
	48	255,500	290,300	333,100	380,500	398,100	424,100				

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	256,000	291,000	334,200	381,400	398,600	424,300				
	50	256,600	291,600	335,500	382,200	399,200	424,600				
	51	257,200	292,300	336,700	382,900	399,800	424,800				
	52	257,700	293,000	338,000	383,500	400,500	425,100				
	53	258,100	293,500	339,300	383,900	400,900	425,400				
	54	258,500	294,100	340,300	384,500	401,500	425,700				
	55	258,900	294,700	341,400	385,100	402,100	426,000				
	56	259,200	295,400	342,500	385,800	402,600	426,300				
	57	259,500	296,000	343,200	386,100	403,000	426,500				
	58	259,800	296,700	344,100	386,800	403,600	426,800				
	59	260,100	297,300	344,800	387,500	404,200	427,100				
	60	260,400	298,000	345,600	388,100	404,800	427,500				
	61	260,700	298,600	346,400	388,400	405,200	427,700				
	62	261,000	299,200	346,800	388,900	405,700	428,000				
	63	261,300	299,700	347,400	389,500	406,200	428,300				
	64	261,600	300,200	348,100	390,100	406,800	428,500				
	65	261,900	300,700	348,900	390,400	407,100	428,700				
	66	262,200	301,300	349,600	391,000	407,500					
	67	262,600	301,800	350,300	391,700	407,800					
	68	262,900	302,400	350,900	392,300	408,200					
	69	263,200	302,900	351,400	392,800	408,500					
	70	263,500	303,400	352,000	393,300	408,800					
	71	263,800	303,900	352,500	393,900	409,100					
	72	264,100	304,500	353,100	394,400	409,300					
	73	264,400	305,000	353,400	394,900	409,500					
	74	264,700	305,400	353,900	395,500	409,800					
	75	265,000	305,700	354,200	395,900	410,100					
	76	265,300	306,000	354,600	396,200	410,300					
	77	265,600	306,200	355,000	396,600	410,500					
	78	265,900	306,500	355,500	397,100	410,800					
	79	266,200	306,700	356,000	397,500	411,100					
	80	266,500	307,000	356,500	397,900	411,300					
	81	266,800	307,200	356,800	398,300	411,500					
	82	267,200	307,400	357,200	398,800	411,800					
	83	267,500	307,700	357,600	399,200	412,100					
	84	267,800	307,900	358,100	399,600	412,300					
	85	268,100	308,200	358,400	399,900	412,500					
	86	268,400	308,400	358,800	400,400	412,700					
	87	268,700	308,700	359,200	400,800	413,000					
	88	269,000	309,000	359,600	401,200	413,200					
	89	269,300	309,300	359,800	401,500	413,400					
	90	269,600	309,600	360,200	402,000						
	91	269,900	309,900	360,600	402,400						
	92	270,200	310,200	361,000	402,800						
	93	270,500	310,400	361,200	403,100						
	94		310,600	361,500							
	95		310,900	361,900							
	96		311,300	362,200							
	97		311,600	362,500							
	98		311,900	362,900							
	99		312,200	363,300							
	100		312,600	363,700							

	101		312,800	364,200							
	102		313,100	364,600							
	103		313,400	365,000							
	104		313,700	365,400							
	105		313,900	365,900							
	106		314,200	366,300							
	107		314,500	366,600							
	108		314,800	366,900							
	109		315,000	367,300							
	110		315,300								
	111		315,700								
	112		316,000								
	113		316,200								
	114		316,400								
	115		316,700								
	116		317,100								
	117		317,300								
	118		317,500								
	119		317,800								
	120		318,100								
	121		318,400								
	122		318,600								
	123		318,900								
	124		319,200								
	125		319,500								
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		202,000	229,700	271,800	292,600	308,300	334,700	378,000	412,700	466,400	548,800

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,100	248,200	271,400	310,500	346,900	368,700	400,000	436,800	483,900
	2	229,500	250,400	273,400	311,500	348,400	370,400	401,800	438,400	490,000
	3	231,900	252,600	275,500	312,400	349,800	372,200	403,400	439,900	494,900
	4	234,300	254,900	277,600	313,300	351,300	373,800	405,100	441,400	499,200
	5	236,600	257,100	279,600	313,900	352,800	375,400	406,600	443,000	503,200
	6	239,000	259,100	280,900	314,600	354,300	377,100	408,200	444,600	506,600
	7	241,500	261,100	282,300	315,300	355,600	378,700	409,800	446,000	509,500
	8	243,700	262,900	283,600	316,000	356,900	380,200	411,500	447,400	512,000
	9	245,900	264,800	284,900	316,600	358,200	381,800	413,000	448,500	514,200
	10	248,000	266,500	286,200	317,300	359,800	383,400	414,600	449,900	
	11	250,100	268,200	287,400	318,000	361,500	385,000	416,200	451,400	
	12	252,100	269,600	288,600	318,600	363,100	386,600	417,800	453,000	
	13	254,100	271,000	289,900	319,300	364,500	388,200	419,400	454,300	
	14	256,100	272,900	290,900	320,000	366,100	389,900	421,400	456,000	
	15	258,100	274,200	291,900	320,700	367,600	391,500	423,400	457,600	
	16	259,700	275,600	293,300	321,500	369,200	393,100	425,400	459,200	
	17	261,300	277,000	294,400	322,200	370,700	394,700	426,900	460,600	
	18	262,900	278,200	295,500	323,000	372,300	396,300	428,600	462,300	
	19	264,400	279,400	296,700	324,000	373,800	397,900	430,300	464,100	
	20	265,900	280,600	297,800	324,800	375,300	399,600	432,000	465,700	
	21	267,400	281,900	299,000	325,700	376,800	401,100	433,600	466,900	
	22	268,900	283,000	299,600	326,900	378,500	402,700	435,100	467,800	
	23	270,500	284,200	300,100	328,300	380,100	404,400	436,600	468,500	
	24	272,000	285,300	300,700	329,600	381,700	406,100	438,000	469,200	
	25	273,500	286,600	301,100	330,800	383,100	407,900	439,200	469,600	
	26	274,700	288,000	301,700	332,300	384,800	409,900	440,800	470,100	
	27	275,900	289,200	302,300	333,600	386,500	411,700	442,300	470,700	
	28	277,100	290,400	302,800	334,700	388,200	413,600	443,700	471,300	
	29	278,400	291,300	303,200	335,600	389,800	415,300	445,200	471,900	
	30	279,500	292,300	303,800	336,800	391,400	416,700	446,500	472,600	
	31	280,600	293,400	304,300	337,900	393,000	417,900	447,700	473,100	
	32	281,700	294,400	304,800	339,000	394,600	419,300	448,900	473,600	
	33	283,000	295,700	305,300	340,100	396,400	420,300	449,900	474,200	
	34	284,300	296,300	305,900	341,400	398,400	421,400	450,600	474,500	
	35	285,500	296,900	306,300	342,600	400,400	422,400	451,300	474,800	
	36	286,900	297,500	306,700	343,600	402,400	423,400	452,100	475,200	
	37	287,800	297,900	307,300	344,700	404,100	424,500	452,600	475,500	
	38	288,800	298,500	307,900	345,900	405,800	425,600	453,000	475,700	
	39	289,900	299,100	308,500	347,100	407,400	426,700	453,400	476,000	
	40	291,000	299,600	309,000	348,400	408,900	427,800	453,700	476,200	
	41	292,200	300,100	309,600	349,500	410,100	429,100	454,000	476,500	
	42	292,800	300,700	310,300	350,600	411,100	429,900	454,300	476,700	
	43	293,500	301,300	311,000	351,800	412,100	430,700	454,600	476,900	
	44	294,000	301,800	311,600	353,000	413,100	431,300	454,900	477,100	
	45	294,400	302,200	312,200	354,100	414,100	431,800	455,100	477,500	
	46	294,900	302,700	313,100	355,400	415,200	432,500	455,400		
	47	295,400	303,200	313,900	356,700	416,300	433,200	455,700		
	48	295,900	303,700	314,600	357,900	417,500	433,800	455,900		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	296,300	304,200	315,400	359,100	418,800	434,500	456,200		
	50	296,800	304,700	316,400	360,400	419,600	434,900	456,500		
	51	297,300	305,400	317,400	361,700	420,400	435,500	456,800		
	52	297,800	305,900	318,400	363,000	421,000	436,100	457,100		
	53	298,400	306,500	319,500	364,000	421,500	436,500	457,300		
	54	299,000	307,100	320,600	365,300	422,200	436,900	457,600		
	55	299,400	307,800	321,600	366,500	422,800	437,400	457,800		
	56	299,800	308,400	322,600	367,700	423,500	437,900	458,100		
	57	300,300	309,000	323,600	368,800	423,800	438,400	458,300		
	58	300,800	309,800	324,700	370,100	424,500	438,900	458,600		
	59	301,300	310,600	325,900	371,500	425,200	439,400	458,900		
	60	301,700	311,400	327,000	373,000	425,700	439,800	459,100		
	61	302,200	312,200	327,800	374,300	426,100	440,200	459,300		
	62	302,600	313,000	328,900	375,800	426,500	440,500	459,600		
	63	303,200	313,800	330,000	377,300	427,000	440,800	459,900		
	64	303,600	314,700	331,100	378,700	427,600	441,100	460,200		
	65	304,100	315,500	332,000	379,900	428,100	441,300	460,400		
	66	304,600	316,300	333,200	381,300	428,500	441,600			
	67	305,000	317,200	334,300	382,600	429,000	441,900			
	68	305,400	318,000	335,400	384,100	429,500	442,100			
	69	305,900	318,900	336,400	385,200	430,000	442,300			
	70	306,300	319,700	337,500	386,400	430,500	442,600			
	71	306,700	320,600	338,700	387,600	431,100	442,900			
	72	307,300	321,500	339,900	388,800	431,600	443,100			
	73	307,800	322,100	340,700	390,100	432,000	443,300			
	74	308,300	323,100	342,000	391,300	432,600	443,600			
	75	308,900	324,000	343,300	392,500	433,000	443,900			
	76	309,300	324,800	344,600	393,700	433,200	444,100			
	77	309,800	325,400	345,800	394,800	433,500	444,300			
	78	310,300	326,300	347,200	396,000	434,000	444,600			
	79	310,900	327,200	348,600	397,100	434,300	444,900			
	80	311,500	328,200	350,100	398,300	434,600	445,100			
	81	312,100	329,100	351,400	399,400	434,900	445,300			
	82	312,600	330,200	353,000	400,000	435,300	445,600			
	83	313,300	331,100	354,500	400,500	435,700	445,900			
	84	313,900	332,100	356,000	401,000	436,100	446,100			
	85	314,500	333,000	357,400	401,600	436,400	446,300			
	86	315,100	334,000	358,900	402,200	436,800	446,600			
	87	315,800	335,000	360,500	402,800	437,200	446,900			
	88	316,500	336,000	361,900	403,400	437,600	447,100			
	89	317,200	336,900	363,200	403,700	437,900	447,300			
	90	318,000	338,300	364,400	404,200	438,300				
	91	318,700	339,500	365,600	404,800	438,700				
	92	319,400	340,700	366,900	405,300	439,100				
	93	319,900	341,900	368,200	405,700	439,400				
	94	320,800	343,200	369,700	406,100	439,800				
	95	321,700	344,400	371,300	406,600	440,200				
	96	322,500	345,600	372,700	407,100	440,600				
	97	323,200	346,800	374,000	407,500	440,800				
	98	324,100	348,200	375,200	408,000					
	99	325,000	349,400	376,300	408,500					
	100	326,000	350,600	377,500	408,900					

	101	326,900	352,000	378,600	409,200					
	102	327,900	352,900	379,700	409,600					
	103	328,900	353,900	380,800	410,000					
	104	329,800	355,000	382,000	410,300					
	105	330,600	356,100	383,200	410,600					
	106	331,200	357,200	383,700	411,100					
	107	331,800	358,200	384,300	411,600					
	108	332,400	359,300	384,900	412,100					
	109	332,900	360,500	385,500	412,400					
	110	333,400	361,500	386,000	412,900					
	111	333,800	362,500	386,400	413,400					
	112	334,300	363,400	386,900	413,900					
	113	335,100	364,300	387,300	414,200					
	114	335,800	365,200	387,700	414,700					
	115	336,500	366,100	388,200	415,200					
	116	337,100	367,100	388,700	415,800					
	117	337,700	368,100	389,100	416,200					
	118	338,400	368,500	389,600	416,700					
	119	339,100	369,100	390,200	417,100					
	120	339,800	369,800	390,700	417,600					
	121	340,400	370,100	390,900	418,000					
	122	340,700	370,500	391,400						
	123	341,200	370,900	391,900						
	124	341,700	371,300	392,300						
	125	342,000	371,700	392,900						
	126		372,100	393,400						
	127		372,500	393,900						
	128		372,900	394,400						
	129		373,300	394,700						
	130		373,700	395,200						
	131		374,100	395,700						
	132		374,500	396,200						
	133		374,700	396,500						
	134		375,200	397,000						
	135		375,500	397,400						
	136		375,800	397,800						
	137		376,100	398,100						
	138		376,500	398,500						
	139		377,000	399,000						
	140		377,500	399,500						
	141		377,800	399,800						
	142		378,300							
	143		378,800							
	144		379,300							
	145		379,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		257,600	269,800	274,300	307,200	324,600	339,400	363,800	400,400	433,600

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	214,300	261,600	335,100	392,700	468,700
	2	216,700	263,000	336,900	394,200	470,500
	3	219,000	264,400	338,700	395,600	472,300
	4	221,300	265,800	340,400	397,000	474,100
	5	223,500	267,200	342,100	398,400	475,900
	6	225,900	268,500	344,000	399,800	477,600
	7	228,100	269,700	345,900	401,400	479,500
	8	230,300	270,900	347,700	402,800	481,300
	9	232,500	272,200	349,500	404,100	483,000
	10	234,700	273,300	351,600	405,500	484,600
	11	236,900	274,400	353,400	407,000	486,300
	12	239,200	275,700	355,100	408,500	487,800
	13	241,400	277,000	356,800	409,900	489,300
	14	243,500	278,700	358,600	411,400	490,600
	15	245,600	280,400	360,100	412,900	492,000
	16	247,700	282,100	361,700	414,400	493,300
	17	249,900	283,800	363,300	415,800	494,500
	18	251,700	285,900	364,600	417,400	495,100
	19	253,400	288,100	365,900	419,100	495,700
	20	255,100	290,300	367,000	420,600	496,400
	21	256,800	292,500	368,300	421,800	497,000
	22	258,200	294,800	369,900	423,200	
	23	259,500	297,000	371,500	424,600	
	24	260,700	299,100	373,100	425,900	
	25	261,900	301,100	374,500	427,500	
	26	263,100	303,100	376,100	428,900	
	27	264,300	305,000	377,600	430,300	
	28	265,600	306,800	379,100	431,700	
	29	266,700	308,600	380,700	433,100	
	30	267,700	310,500	382,300	434,400	
	31	268,800	312,400	383,900	435,900	
	32	269,800	314,100	385,400	437,400	
	33	270,900	315,800	386,900	439,000	
	34	272,000	317,600	388,500	440,500	
	35	273,300	319,300	390,100	442,100	
	36	274,600	321,000	391,600	443,600	
	37	275,800	322,600	393,100	445,300	
	38	276,900	324,300	394,600	446,800	
	39	278,100	326,100	396,100	448,400	
	40	279,200	327,800	397,500	450,000	
	41	280,600	329,200	398,900	451,600	
	42	281,600	331,100	400,400	453,100	
	43	282,600	332,900	401,800	454,300	
	44	283,500	334,600	403,200	455,500	
	45	284,100	336,300	404,700	456,700	
	46	284,900	338,200	406,300	458,000	
	47	285,700	339,900	408,000	459,200	
	48	286,500	341,600	409,400	460,400	

	49	287,300	343,300	410,600	461,500
	50	288,100	345,100	412,000	462,800
	51	288,800	346,800	413,400	464,000
	52	289,600	348,500	414,700	465,200
	53	290,400	350,200	415,900	466,400
	54	291,200	351,500	417,100	467,600
	55	291,900	352,900	418,500	468,800
	56	292,700	354,200	419,800	470,000
	57	293,500	355,700	421,100	471,100
	58	294,100	357,300	422,400	471,700
	59	294,900	358,800	423,800	472,200
	60	295,700	360,500	425,000	472,700
	61	296,400	361,900	426,200	473,200
	62	297,000	363,500	427,600	
	63	297,800	365,100	429,100	
	64	298,400	366,500	430,400	
	65	299,400	368,000	431,600	
	66	300,300	369,700	432,800	
	67	301,000	371,300	434,100	
	68	301,700	372,800	435,500	
	69	302,300	374,300	436,800	
	70	303,000	375,900	438,000	
	71	303,700	377,500	439,000	
	72	304,400	379,000	440,300	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	305,200	380,500	441,500	
	74	305,900	382,100	442,600	
	75	306,600	383,700	443,800	
	76	307,100	385,200	444,800	
	77	307,700	386,700	445,900	
	78	308,300	388,100	446,900	
	79	309,000	389,500	447,900	
	80	309,600	390,800	448,900	
	81	310,100	392,100	449,800	
	82	310,800	393,500	450,600	
	83	311,500	394,800	451,500	
	84	312,200	396,200	452,300	
	85	312,800	397,300	453,000	
	86	313,600	398,700	453,400	
	87	314,300	400,000	453,800	
	88	314,900	401,300	454,200	
	89	315,600	402,500	454,600	
	90	316,400	403,800	454,900	
	91	317,300	404,900	455,200	
	92	318,100	406,200	455,400	
	93	318,600	407,400	455,700	
	94	319,400	408,500	456,000	
	95	320,200	409,700	456,300	
	96	321,000	410,900	456,500	
	97	321,600	412,300	456,700	
	98	322,300	413,300	457,000	
	99	323,100	414,300	457,300	
	100	323,800	415,300	457,500	

	101	324,600	416,200	457,700		
	102	325,500	417,300	458,000		
	103	326,400	418,400	458,300		
	104	327,200	419,500	458,500		
	105	327,800	420,200	458,700		
	106	328,600	421,100			
	107	329,400	422,000			
	108	330,200	422,900			
	109	330,900	423,700			
	110	331,300	424,500			
	111	331,600	425,300			
	112	332,100	426,100			
	113	332,600	426,700			
	114	333,000	427,400			
	115	333,400	428,200			
	116	333,800	428,900			
	117	334,300	429,500			
	118	334,900	430,000			
	119	335,300	430,300			
	120	335,800	430,600			
	121	336,300	430,900			
	122	336,700	431,200			
	123	337,100	431,500			
	124	337,600	431,700			
	125	338,100	431,900			
	126	338,400	432,200			
	127	338,700	432,500			
	128	339,000	432,700			
	129	339,200	432,900			
	130	339,500	433,200			
	131	339,800	433,500			
	132	340,000	433,700			
	133	340,200	433,900			
	134	340,400	434,200			
	135	340,600	434,500			
	136	340,900	434,700			
	137	341,200	434,900			
	138	341,400	435,200			
	139	341,700	435,500			
	140	342,000	435,700			
	141	342,200	435,900			
	142	342,400	436,200			
	143	342,700	436,500			
	144	342,900	436,700			
	145	343,200	436,900			
	146	343,400				
	147	343,700				
	148	344,000				
	149	344,200				
	150	344,400				
	151	344,700				
	152	345,000				
	153	345,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		249,300	291,400	321,800	351,200	439,700

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	214,300	235,500	335,100	364,800	451,900
	2	216,700	237,900	336,900	366,300	453,300
	3	219,000	240,400	338,700	367,800	454,500
	4	221,300	242,900	340,400	369,200	455,800
	5	223,500	245,300	342,100	370,600	456,900
	6	225,900	247,700	344,000	372,000	458,000
	7	228,100	250,100	345,900	373,300	459,200
	8	230,300	252,700	347,700	374,700	460,400
	9	232,500	255,100	349,500	376,100	461,700
	10	234,700	256,700	351,600	377,400	463,000
	11	236,900	258,300	353,400	378,800	464,100
	12	239,200	260,000	355,100	380,000	465,200
	13	241,400	261,600	356,800	381,200	466,400
	14	243,500	263,000	358,600	382,500	467,200
	15	245,600	264,400	360,100	383,700	468,000
	16	247,700	265,800	361,700	385,000	468,900
	17	249,900	267,200	363,300	386,000	469,800
	18	251,700	268,500	364,600	387,200	470,200
	19	253,400	269,700	365,900	388,400	470,700
	20	255,100	270,900	367,000	389,500	471,200
	21	256,800	272,200	368,300	390,500	471,700
	22	258,200	273,300	369,700	391,800	
	23	259,500	274,400	371,100	393,000	
	24	260,700	275,700	372,500	394,100	
	25	261,900	277,000	373,700	395,100	
	26	263,000	278,700	375,100	396,300	
	27	264,100	280,400	376,400	397,400	
	28	265,200	282,100	377,700	398,500	
	29	266,500	283,800	378,900	399,700	
	30	267,600	285,900	380,400	400,900	
	31	268,700	288,100	381,700	402,100	
	32	269,700	290,300	383,000	403,200	
	33	270,800	292,600	384,300	404,200	
	34	271,800	294,800	385,500	405,300	
	35	272,900	297,000	386,600	406,500	
	36	274,000	299,100	387,900	407,700	
	37	275,200	301,100	389,100	409,000	
	38	276,100	303,100	390,300	410,300	
	39	277,100	305,000	391,500	411,400	
	40	278,200	306,800	392,600	412,600	
	41	279,400	308,600	393,700	413,700	
	42	280,600	310,500	394,900	415,000	
	43	281,700	312,400	396,100	416,000	
	44	282,800	314,100	397,300	417,100	
	45	283,700	315,800	398,400	418,400	
	46	284,500	317,600	399,700	419,600	
	47	285,300	319,300	400,900	420,800	
	48	286,100	321,000	402,000	422,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	286,800	322,600	402,900	423,100
	50	287,600	324,300	404,100	424,100
	51	288,300	326,100	405,100	425,400
	52	289,000	327,800	406,300	426,600
	53	289,800	329,200	407,100	427,800
	54	290,600	331,100	408,200	429,000
	55	291,200	332,900	409,200	430,100
	56	291,900	334,600	410,200	431,200
	57	292,600	336,200	411,300	432,200
	58	293,500	338,200	412,300	433,400
	59	294,300	339,900	413,400	434,600
	60	294,900	341,600	414,500	435,800
	61	295,500	343,300	415,500	436,400
	62	296,200	345,100	416,600	437,200
	63	296,900	346,800	417,800	437,900
	64	297,400	348,500	418,800	438,400
	65	298,100	350,200	419,700	438,700
	66	298,800	351,500	420,600	439,000
	67	299,500	352,900	421,600	439,400
	68	300,100	354,200	422,600	439,900
	69	300,800	355,700	423,400	440,200
	70	301,500	357,200	424,200	440,600
	71	302,100	358,700	424,900	440,900
	72	302,800	360,300	425,700	441,200
	73	303,300	361,600	426,400	441,500
	74	303,900	363,100	427,000	441,800
	75	304,700	364,600	427,700	442,100
	76	305,200	366,000	428,500	442,400
	77	305,800	367,400	429,100	442,600
	78	306,400	369,000	429,800	442,900
	79	307,000	370,500	430,300	443,200
	80	307,600	372,000	430,900	443,400
	81	308,100	373,300	431,300	443,600
	82	308,600	374,600	431,700	
	83	309,200	375,900	432,000	
	84	309,900	377,200	432,200	
	85	310,300	378,400	432,400	
	86	310,700	379,600	432,700	
	87	311,200	380,700	433,000	
	88	311,700	381,800	433,200	
	89	312,100	382,800	433,400	
	90	312,600	383,900	433,700	
	91	313,000	385,100	434,000	
	92	313,500	386,200	434,200	
	93	313,800	387,300	434,400	
	94	314,300	388,400	434,700	
	95	314,800	389,400	435,000	
	96	315,300	390,500	435,200	
	97	315,600	391,500	435,400	
	98	316,000	392,500	435,700	
	99	316,400	393,400	436,000	
	100	316,800	394,300	436,200	

101	317,200	395,200	436,400
102	317,500	396,200	436,700
103	317,800	397,000	437,000
104	318,100	397,900	437,200
105	318,300	398,700	437,400
106	318,600	399,600	
107	318,900	400,500	
108	319,100	401,400	
109	319,300	402,200	
110	319,500	403,100	
111	319,800	404,000	
112	320,100	405,100	
113	320,300	405,700	
114	320,500	406,600	
115	320,700	407,500	
116	321,000	408,400	
117	321,300	409,200	
118	321,500	409,900	
119	321,800	410,700	
120	322,100	411,500	
121	322,300	412,100	
122	322,500	412,800	
123	322,700	413,500	
124	323,000	414,100	
125	323,300	414,700	
126		415,400	
127		416,000	
128		416,600	
129		417,200	
130		417,800	
131		418,300	
132		418,800	
133		419,100	
134		419,400	
135		419,600	
136		419,900	
137		420,200	
138		420,500	
139		420,800	
140		421,100	
141		421,400	
142		421,700	
143		422,000	
144		422,300	
145		422,500	
146		422,800	
147		423,100	
148		423,300	
149		423,500	
150		423,800	
151		424,100	
152		424,300	

	153		424,500			
	154		424,800			
	155		425,100			
	156		425,300			
	157		425,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		240,400	288,200	317,000	344,500	429,200

研究職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	197,500	248,500	341,600	391,700	464,000
	2	198,600	252,800	343,600	393,200	474,300
	3	199,800	255,700	345,600	394,600	484,100
	4	200,900	258,400	347,500	396,000	494,100
	5	202,000	261,000	349,300	397,400	504,100
	6	204,200	262,700	351,400	398,800	514,200
	7	206,300	264,200	353,300	400,100	523,000
	8	208,400	265,800	355,200	401,600	530,900
	9	210,500	267,300	356,900	403,000	538,800
	10	212,600	269,300	358,600	404,500	546,000
	11	214,600	271,200	360,100	405,900	551,300
	12	216,600	273,100	361,700	407,300	555,800
	13	218,600	275,200	363,300	408,600	558,800
	14	220,500	277,400	364,300	410,200	560,800
	15	222,400	279,600	365,400	411,700	
	16	224,300	281,800	366,300	413,200	
	17	226,000	283,900	367,400	414,700	
	18	227,800	286,300	368,600	416,300	
	19	229,600	288,600	369,800	417,900	
	20	231,400	291,000	371,000	419,700	
	21	233,300	293,300	372,300	420,900	
	22	235,100	295,500	373,400	422,300	
	23	236,800	297,600	374,400	423,700	
	24	238,500	299,600	375,400	425,000	
	25	240,200	301,600	376,500	426,300	
	26	242,400	303,600	377,500	427,600	
	27	244,300	305,500	378,400	429,100	
	28	246,200	307,400	379,500	430,700	
	29	248,100	309,300	380,400	431,900	
	30	249,200	310,800	381,200	433,100	
	31	250,300	312,400	382,000	434,700	
	32	251,500	313,900	382,800	436,200	
	33	252,900	315,400	383,500	437,500	
	34	254,200	316,900	384,200	438,900	
	35	255,600	318,400	385,000	440,400	
	36	257,000	319,900	385,800	441,800	
	37	258,400	321,300	386,600	443,200	
	38	260,000	322,200	387,300	444,600	
	39	261,500	323,100	388,100	446,000	
	40	263,100	323,900	388,900	447,400	
	41	264,500	324,600	389,700	448,500	
	42	265,800	325,100	390,900	449,800	
	43	267,200	325,600	392,100	451,200	
	44	268,700	326,100	393,300	452,600	
	45	270,200	326,500	394,000	453,400	
	46	271,500	327,000	395,100	454,200	
	47	272,700	327,500	395,900	455,100	
	48	273,900	327,900	396,600	456,000	

	49	275,100	328,300	397,300	456,800
	50	276,300	328,700	398,000	457,600
	51	277,400	329,000	398,600	458,200
	52	278,500	329,500	399,200	459,000
	53	279,500	329,900	399,800	459,400
	54	280,600	330,400	400,500	460,000
	55	281,600	330,800	401,300	460,500
	56	282,600	331,100	402,100	461,000
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	283,700	331,500	402,700	461,500
	58	284,400	331,800	403,500	
	59	284,900	332,200	404,200	
	60	285,500	332,500	405,000	
	61	286,100	332,900	405,600	
	62	286,700	333,400	406,300	
	63	287,300	334,100	406,900	
	64	287,800	334,600	407,600	
	65	288,400	335,000	408,300	
	66	289,000	335,600	408,900	
	67	289,600	336,100	409,500	
	68	290,100	336,700	410,200	
	69	290,700	337,200	410,900	
	70	291,400	337,700	411,400	
	71	292,000	338,200	412,000	
	72	292,600	338,800	412,600	
	73	293,200	339,300	413,100	
	74	293,800	340,100	413,700	
	75	294,500	340,800	414,300	
	76	295,200	341,500	414,800	
	77	295,800	342,100	415,300	
	78	296,500	342,700	415,900	
	79	297,200	343,400	416,400	
	80	297,700	344,100	417,100	
	81	298,300	344,800	417,500	
	82	298,900	345,500	418,000	
	83	299,600	346,100	418,500	
	84	300,300	346,700	419,200	
	85	300,800	347,200	419,600	
	86	301,400	347,800	420,100	
	87	302,100	348,200	420,600	
	88	302,700	348,600	421,300	
	89	303,200	348,900	421,700	
	90	303,800	349,400	422,200	
	91	304,500	349,700	422,700	
	92	305,100	350,100	423,400	
	93	305,700	350,400	423,800	
	94	306,400	350,700		
	95	307,000	351,100		
	96	307,600	351,500		
	97	307,900	352,000		
	98	308,400	352,500		
	99	309,000	353,000		
	100	309,500	353,500		

	101	309,900	354,000			
	102	310,300	354,500			
	103	310,600	354,900			
	104	311,000	355,400			
	105	311,400	355,900			
	106	311,800	356,200			
	107	312,200	356,700			
	108	312,600	357,100			
	109	312,800	357,600			
	110	313,200	358,100			
	111	313,500	358,500			
	112	313,700	358,900			
	113	314,000	359,400			
	114	314,300	359,800			
	115	314,600	360,200			
	116	314,900	360,600			
	117	315,100	361,100			
	118	315,400	361,500			
	119	315,600	361,900			
	120	315,900	362,300			
	121	316,200	362,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		232,100	275,700	301,700	345,900	406,800

医療職給料表
ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	

	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,300	241,400	276,400	295,500	328,900	375,400	430,900
	2	204,400	242,800	277,200	296,400	330,400	377,200	432,800
	3	206,500	244,100	277,900	297,100	331,800	378,800	434,800
	4	208,600	245,400	278,800	297,800	333,200	380,400	436,600
	5	210,700	246,600	279,600	298,500	334,600	381,900	438,400
	6	212,700	247,700	280,400	299,200	336,200	383,500	440,000
	7	214,700	248,700	281,200	299,900	337,800	385,200	441,700
	8	216,500	249,600	281,900	300,600	339,300	386,800	443,200
	9	218,300	250,800	282,600	301,400	340,700	388,400	444,700
	10	220,200	251,900	283,400	302,100	342,300	390,400	446,000
	11	222,100	253,000	284,300	303,000	343,800	392,400	447,300
	12	224,300	254,200	285,100	303,600	345,400	394,400	448,600
	13	226,000	255,500	285,900	304,200	346,800	395,900	449,900
	14	228,000	256,600	286,700	305,300	348,400	397,600	451,100
	15	230,200	257,800	287,400	306,400	349,900	399,300	452,400
	16	232,300	259,000	288,200	307,600	351,400	401,000	453,500
	17	234,400	260,000	289,000	308,800	352,900	402,700	454,700
	18	235,600	261,000	289,800	310,000	354,600	404,200	455,800
	19	236,600	262,100	290,600	311,100	356,200	405,700	457,000
	20	237,700	263,100	291,300	312,300	357,700	407,300	458,200
	21	238,800	264,200	292,200	313,500	359,000	408,600	459,300
	22	239,600	265,100	293,100	314,700	360,500	409,900	460,100
	23	240,500	266,000	294,000	316,000	362,000	411,200	460,500
	24	241,400	266,800	294,700	317,100	363,600	412,300	461,200
	25	242,300	267,600	295,400	318,300	365,000	413,400	461,700
	26	243,200	268,400	296,300	319,500	366,500	414,500	462,100
	27	244,100	269,200	297,200	320,600	368,000	415,600	462,600
	28	245,000	270,000	298,000	321,800	369,400	416,800	463,000
	29	245,800	270,700	298,800	323,100	370,800	417,600	463,400
	30	246,600	271,500	299,800	324,300	372,500	418,400	463,800
	31	247,300	272,400	300,700	325,500	373,900	419,100	464,100
	32	248,200	273,200	301,700	326,700	375,400	419,900	464,400
	33	248,900	274,000	302,700	327,800	376,600	420,300	464,700
	34	249,500	274,800	303,800	328,900	377,700	420,900	465,000
	35	250,200	275,400	304,900	330,100	378,900	421,400	465,300
	36	250,900	276,200	305,800	331,400	380,000	421,800	465,600
	37	251,600	277,200	306,800	332,600	381,000	422,200	465,900
	38	252,200	277,900	307,800	333,800	381,800	422,400	
	39	252,800	278,800	308,800	335,100	382,800	422,700	
	40	253,500	279,500	309,800	336,300	383,900	423,000	
	41	254,100	280,200	310,800	337,200	384,900	423,300	
	42	254,700	281,000	312,000	338,400	385,900	423,600	
	43	255,300	281,800	313,100	339,700	386,900	423,900	
	44	255,800	282,500	314,200	340,900	387,800	424,200	
	45	256,200	283,200	315,200	341,800	388,600	424,400	
	46	256,800	284,000	316,300	342,800	389,400	424,700	
	47	257,200	284,800	317,400	343,800	390,300	425,000	
	48	257,600	285,600	318,500	344,700	391,100	425,300	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	258,000	286,300	319,600	345,600	391,600	425,500
	50	258,600	287,000	320,600	346,500	392,400	425,700
	51	259,100	287,600	321,700	347,500	393,300	426,000
	52	259,600	288,300	322,800	348,500	394,100	426,300
	53	259,900	289,000	323,800	349,000	394,500	426,500
	54	260,200	289,600	324,800	349,900	395,200	
	55	260,500	290,300	325,800	350,600	395,900	
	56	260,800	291,000	326,900	351,500	396,500	
	57	261,100	291,700	327,800	352,200	396,900	
	58	261,400	292,400	328,800	352,500	397,400	
	59	261,700	293,100	329,800	352,900	398,000	
	60	262,000	293,700	330,700	353,500	398,600	
	61	262,300	294,200	331,600	354,100	399,000	
	62	262,600	294,800	332,300	354,800	399,500	
	63	263,000	295,500	333,000	355,500	400,000	
	64	263,300	296,100	333,600	356,100	400,500	
	65	263,600	296,700	334,200	356,800	401,100	
	66	263,900	297,300	334,900	357,300	401,600	
	67	264,200	298,000	335,500	357,900	402,200	
	68	264,500	298,600	336,200	358,600	402,800	
	69	264,800	299,200	336,800	358,900	403,300	
	70	265,100	299,800	337,000	359,400	403,800	
	71	265,400	300,400	337,400	359,800	404,300	
	72	265,600	301,000	337,900	360,300	404,700	
	73	265,800	301,600	338,500	360,800	405,000	
	74	266,100	302,100	339,000	361,300	405,500	
	75	266,400	302,500	339,500	361,800	405,900	
	76	266,600	302,900	339,900	362,200	406,300	
	77	266,900	303,300	340,500	362,500	406,700	
	78	267,200	303,600	341,000	362,800	407,200	
	79	267,500	303,800	341,400	363,000	407,600	
	80	267,700	304,100	341,900	363,300	408,000	
	81	267,900	304,400	342,400	363,800	408,400	
	82	268,200	304,600	342,700	364,100	408,900	
	83	268,500	304,900	342,900	364,400	409,300	
	84	268,700	305,200	343,200	364,700	409,700	
	85	268,900	305,400	343,600	365,100	410,100	
	86		305,600	344,000	365,400	410,600	
	87		305,800	344,300	365,700	411,000	
	88		306,000	344,600	366,000	411,400	
	89		306,400	344,900	366,400	411,800	
	90		306,600	345,100	366,700		
	91		306,800	345,500	366,900		
	92		307,000	345,800	367,200		
	93		307,400	346,100	367,500		
	94		307,600	346,400	367,900		
	95		307,800	346,700	368,300		
	96		308,100	346,900	368,700		
	97		308,400	347,100	369,300		
	98		308,600	347,400	369,700		
	99		308,800	347,700	370,100		
	100		309,100	347,900	370,500		

	101		309,400	348,100	371,000			
	102		309,600	348,300				
	103		309,800	348,700				
	104		310,100	348,900				
	105		310,400	349,100				
	106			349,400				
	107			349,800				
	108			350,200				
	109			350,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		203,000	229,800	259,500	273,600	300,300	342,900	386,700

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	223,100	256,400	296,100	309,700	333,500	376,600
	2	225,000	258,500	296,600	310,200	334,500	378,300
	3	226,900	260,700	297,100	310,700	335,500	380,000
	4	228,600	262,900	297,600	311,200	336,400	381,700
	5	230,300	265,100	298,000	311,700	337,400	383,500
	6	232,200	266,200	298,500	312,200	338,700	385,600
	7	234,000	267,000	299,000	312,800	339,900	387,600
	8	235,700	267,900	299,400	313,200	341,100	389,600
	9	237,400	268,700	299,900	313,700	342,000	391,300
	10	239,300	269,800	300,400	314,200	343,200	393,400
	11	241,300	271,000	300,900	314,900	344,300	395,600
	12	243,200	271,900	301,400	315,400	345,500	397,600
	13	245,000	272,700	301,800	315,800	346,500	399,500
	14	247,000	273,400	302,300	316,400	347,600	401,100
	15	249,000	274,100	302,700	317,100	348,700	402,900
	16	251,000	274,900	303,200	317,700	349,800	404,700
	17	253,100	276,000	303,700	318,300	350,900	406,500
	18	255,100	276,900	304,100	319,200	352,000	408,200
	19	257,200	277,900	304,600	320,100	353,200	410,200
	20	259,200	278,800	305,000	321,000	354,300	411,900
	21	261,100	279,800	305,600	321,800	355,400	413,600
	22	262,400	280,800	306,000	322,700	356,600	415,300
	23	263,500	281,700	306,500	323,600	357,700	417,200
	24	264,600	282,700	306,900	324,400	358,800	419,000
	25	265,700	283,500	307,400	325,200	359,800	420,600
	26	266,500	284,500	308,000	326,100	361,100	422,300
	27	267,400	285,400	308,700	327,000	362,500	424,100
	28	268,200	286,300	309,400	327,900	363,800	425,900
	29	269,100	287,300	310,200	328,600	365,000	427,400
	30	269,800	288,000	310,900	329,700	366,500	429,000
	31	270,500	288,700	311,600	330,800	368,000	430,500
	32	271,200	289,400	312,400	331,800	369,500	431,800
	33	272,000	290,100	313,100	333,000	370,700	433,000
	34	272,600	290,700	313,900	334,000	372,300	434,100
	35	273,200	291,200	314,600	335,100	373,700	435,300
	36	273,700	291,600	315,400	336,200	375,100	436,500
	37	274,400	292,000	316,100	337,300	376,500	437,800
	38	275,100	292,600	316,900	338,400	377,500	438,900
	39	275,800	293,100	317,700	339,500	378,900	440,200
	40	276,500	293,500	318,500	340,700	380,200	441,400
	41	277,200	294,000	319,100	341,500	381,500	442,600
	42	277,800	294,400	320,000	342,600	383,000	443,600
	43	278,500	294,800	321,000	343,700	384,300	444,700
	44	279,100	295,300	322,000	344,700	385,600	445,800
	45	279,900	296,000	322,800	345,600	387,100	446,800
	46	280,700	296,400	323,800	346,500	388,300	447,300
	47	281,400	296,800	324,800	347,500	389,400	447,800
	48	282,000	297,200	325,700	348,500	390,600	448,200

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	282,500	297,800	326,600	349,800	391,700	448,800
	50	283,000	298,200	327,500	351,100	392,600	449,300
	51	283,400	298,600	328,500	352,300	393,700	449,700
	52	283,800	299,100	329,600	353,500	394,600	450,200
	53	284,100	299,700	330,400	354,400	395,200	450,800
	54	284,600	300,100	331,300	355,600	396,000	451,200
	55	285,100	300,500	332,300	356,700	396,800	451,500
	56	285,500	300,900	333,200	358,000	397,600	451,800
	57	285,900	301,400	334,100	359,000	398,300	452,200
	58	286,300	302,100	335,000	360,000	399,000	
	59	286,600	302,800	336,000	361,100	399,700	
	60	286,900	303,500	336,900	362,300	400,300	
	61	287,300	304,300	337,900	363,400	400,900	
	62	287,700	305,200	339,000	364,600	401,500	
	63	288,100	306,100	340,200	365,800	402,200	
	64	288,400	306,800	341,400	366,800	402,800	
	65	288,700	307,500	342,100	367,800	403,500	
	66	289,100	308,400	343,200	368,800	404,000	
	67	289,600	309,200	344,300	369,900	404,700	
	68	289,900	310,000	345,200	371,100	405,200	
	69	290,300	310,800	346,300	371,900	405,600	
	70	290,800	311,700	347,000	373,000	406,200	
	71	291,200	312,600	348,200	374,100	406,600	
	72	291,500	313,400	349,300	375,100	406,900	
	73	291,900	314,300	350,400	375,800	407,200	
	74	292,400	315,100	351,600	376,600	407,700	
	75	292,900	316,000	352,700	377,400	408,100	
	76	293,500	316,900	353,800	378,100	408,400	
	77	294,000	317,800	354,900	378,700	408,700	
	78	294,500	318,700	356,000	379,200	409,200	
	79	295,100	319,700	357,000	379,700	409,700	
	80	295,500	320,600	358,100	380,200	410,100	
	81	296,000	321,100	359,100	380,800	410,400	
	82	296,400	321,900	360,100	381,400	410,800	
	83	296,900	322,800	361,000	381,900	411,300	
	84	297,400	323,600	362,000	382,400	411,700	
	85	297,800	324,400	362,900	382,800	412,100	
	86	298,300	325,300	363,700	383,200	412,500	
	87	298,800	326,400	364,500	383,800	413,000	
	88	299,300	327,400	365,300	384,300	413,400	
	89	299,700	328,300	365,900	384,600	413,800	
	90	300,200	329,300	366,500	385,100	414,200	
	91	300,700	330,300	367,100	385,400	414,700	
	92	301,200	331,300	367,700	385,700	415,100	
	93	301,700	332,100	368,100	386,300	415,600	
	94	302,100	332,800	368,500	386,800	416,000	
	95	302,600	333,500	369,000	387,300	416,500	
	96	303,200	334,100	369,500	387,800	416,900	
	97	303,800	334,600	370,000	388,400	417,300	
	98	304,400	334,900	370,400	388,900		
	99	304,900	335,500	370,900	389,400		
	100	305,400	336,100	371,300	389,800		

101	305,800	336,500	371,600	390,400
102	306,300	337,000	372,100	390,900
103	306,700	337,600	372,400	391,400
104	307,100	338,100	372,700	391,900
105	307,500	338,500	373,100	392,600
106	307,900	339,000	373,600	393,000
107	308,300	339,500	374,100	393,500
108	308,600	340,000	374,600	394,000
109	308,800	340,400	375,100	394,600
110	309,100	340,700	375,600	
111	309,300	341,000	376,100	
112	309,600	341,300	376,500	
113	309,900	341,600	376,900	
114	310,100	342,000	377,300	
115	310,400	342,300	377,800	
116	310,600	342,600	378,300	
117	310,900	342,800	378,700	
118	311,100	343,100	379,200	
119	311,400	343,400	379,700	
120	311,800	343,600	380,200	
121	312,100	343,800	380,600	
122	312,400	344,100		
123	312,700	344,400		
124	313,000	344,700		
125	313,200	344,900		
126	313,400	345,200		
127	313,700	345,500		
128	314,100	345,700		
129	314,300	346,000		
130	314,600	346,200		
131	314,900	346,500		
132	315,300	346,700		
133	315,500	347,000		
134	315,800	347,400		
135	316,100	347,800		
136	316,400	348,200		
137	316,600	348,500		
138	316,900	348,900		
139	317,200	349,300		
140	317,500	349,700		
141	317,700	350,000		
142	318,000	350,400		
143	318,400	350,700		
144	318,700	351,100		
145	318,900	351,400		
146	319,100	351,800		
147	319,400	352,200		
148	319,700	352,600		
149	319,900	352,900		
150	320,100	353,300		
151	320,400	353,700		
152	320,700	354,100		

	153	321,100	354,400				
	154	321,300					
	155	321,500					
	156	321,800					
	157	322,100					
	158	322,500					
	159	322,800					
	160	323,100					
	161	323,500					
	162	323,800					
	163	324,100					
	164	324,400					
	165	324,800					
	166	325,100					
	167	325,400					
	168	325,700					
	169	326,100					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		250,900	272,000	279,700	290,500	307,700	346,500

別記第1 備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	432,000
2	495,000
3	561,000
4	647,000
5	752,000
6	858,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	361,000
2	398,000
3	428,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	408,000
2	459,000
3	512,000
4	579,000
5	660,000
6	771,000
7	900,000